

公益社団法人 長野県林業公社の
今後の経営に関する報告書

平成25年10月
林業公社経営専門委員会

目 次

はじめに（委員長あいさつ）

I	林業公社経営専門委員会設置の経緯	P 3
	1 長野県林業公社に係る経過	
	2 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」の概要	
	3 林業公社経営専門委員会の概要	
II	長野県林業公社の経営の現状	P 6
	1 林業公社設立経過・組織の概要	
	2 分収林事業の概要	
	3 経営の状況	
	4 林業公社の役割	
III	他県の林業公社の調査	P10
	1 調査県の選定	
	2 調査の概要と視点	
	3 調査県一覧表	
	4 調査の日程及び調査委員	
	5 調査の結果	
IV	長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理	P17
	1 長期収支見通しについて	
	2 契約変更事務負担について	
	3 森林管理体制について	
	4 経営改善見通しについて	
	5 行政課題における公社の位置付けについて	
V	長野県林業公社の今後の方向性と課題について	P29
	1 今後の方向付け	
	2 方向付けの理由	
	3 公社存続の課題	
VI	資料編	P33

- 平成 24 年長野県外郭団体等検討委員会「林業公社の検討結果（中間報告）」
- 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（平成 25 年改訂版）林業公社抜粋
- 林業公社経営専門委員会設置要綱
- 林業公社経営専門委員会のスケジュール
- 林業公社経営専門委員会の検討経過
- 長野県林業公社経営改善集中実施プランについて
- 平成 24 年林業公社長期収支シミュレーション
- 全国の林業公社等の現況について
- 林業公社経営専門委員会現地調査候補府県
- 長野県の県営林について
- 林業公社経営専門委員会他県調査まとめ
- 平成 24 年林業公社長期収支シミュレーションについて（条件変更 3 パターン）

はじめに

昭和 34 年以降、全国各都道府県に設立された林業公社は、戦後まもない我が国の経済ならびに地域活力の重要な牽引役であった森林資源の培養を目的として、民法第 34 条の規程（昭和 35 年）によって定められたものである。いわば国策としての性格を強く有し、分収林特別措置法上の森林整備法人として特別の地位が与えられた。これによって林業公社は分収造林事業をスタートさせ、保育や間伐の停滞が顕在化することに伴って分収育林制度を導入し、収穫までの長期育成期間を要する森林資源の造成事業にたいして、全面的に森林所有者に代わってその役割を担ってきた。

しかし、造林補助金と金融公庫からの借入金、さらには県の支援によって運営されてきた全国の林業公社は、長引く林業不振と木材価格の低迷から財政的に厳しい状況に陥り、それぞれ改善計画や事業の見直しを進めてきたにも拘わらず、いずれも大きな負債を抱え今日に至っている。

こうした状況下において長野県は、平成 24 年度に外郭団体等検討委員会の各団体のあり方の報告を踏まえて、長野県林業公社について専門委員会を設置し、公社を「廃止」とした場合の詳細な検討に入るよう「改革基本方針」（総務部行政改革課）を改訂し公表した。

これを受けて、本年 4 月に長野県林業公社経営専門委員会が設置され、この半年間、5 回にわたって真摯にまた精力的に検討を重ねてきたところである。ここでは特に県民負担の視点を重視し、外郭団体等検討委員会により指摘された『「廃止」とした場合の詳細な検討』の域を越え、今後の最も望ましい公社のあり方をできうる限り提示することとして、本報告書をまとめたところである。

その際、公社経営に対する専門委員会の重視すべき分析視点として、特に以下の 4 点を掲げ、議論を積み重ねてきたところである。

1. 単に林業公社単体の経営分析に止まらず、財政的・人事的に公社と深い繋がりを持つ「県」との複合的・連結的關係を重視し、特に連結収支、連結損益の視点を経営分析に組み入れたこと。
2. 他県の林業公社の実態を把握するため現地調査を実施し、「廃止」を決定した公社のみの調査・分析に止まらず、「存続」を決定した公社の実態把握にも極力努め、それぞれの「存廃」に至った背景、議論の経緯、結論に至った根拠、県民負担や連結視点による評価等々をおこなったこと。
3. 県内の分収林契約者への聞き取り調査を実施し、これまでの分収林事業の実態把握、契約林の経済的・公益的機能に関する相手契約者側の評価、分収林の地元への社会的・経済的貢献度に関する把握、公社の存在意義等々について議論をおこなったこと。
4. 県公社職員への聞き取り調査を実施し、分収林事業の組織体制のあり方、事業実施におけるいわゆる PDCA サイクル等に関する仕組みと対応の状況把握、事業主体側から見た公社の課題や問題点の析出等々をおこなったこと。

なお上記 3 と 4 に関しては、「IV 長野県林業公社の存廃のメリット・デメリット等の論点整理」（P. 16 以降）の議論の中に組み込んだ。

以上 4 つの調査・分析を踏まえ、長野県林業公社の今後の「存廃」に関するメリットおよびデメリットを多角的視点より総合的に判断し、現時点における県民本位の立場から最善と思われる方向性を提示したつもりである。

森林の成長は緩慢であり、したがって今我々が享受している森林の恵みは、先々代、先代の努力の賜によるものであり、今育てている営みの成果は、次世代、次々世代においてやっと花開くものである。幾世代にわたる森林施業の連続性と、最終目標の森林の姿を追い求めて、その理念はバトンタッチされていかなければならない。なんと保守的な営みであろうかと思つづく。しかし、この保守性あるいは連続性が、最終的には公益的にも経済的にも最高度に満足させる森林を形成することにつながるのであろうことを、我々は経験的に理解している。そう考えるならば、一時的な経済の浮沈に施業の調子を合わせるのではなく、また将来展望を示せない無責任な外野の意見に翻弄されることなく、森づくりは愚直に忍耐強く営まれなければならないはずである。

とは言っても一方で、人が作りだした組織・経営体制は、それが作られた時代の背景に直接的あるいは間接的に影響を受け、その時代に相応しいものとして受け入れられるがゆえに、完成品ではない。ひとつの森林の成長は長期性・不可逆性を持つのに比べ、社会の仕組み・体制は流動的であり、常に試行的であるといつてよい。その時代の社会の成熟度の枠組みに規定された産物といつてよいであろう。

そうであるからこそ、本来的には自律的に内部からの見直し・改善が常に必要となるが、今回のケースでは、対象である森林の成長が緩慢であり保守性を持つがゆえに、それに係わる組織・体制を内部から改善することは容易でないことは想像に難くない。そうしたことから委員会としても、公社が安易に大きな県組織に内部化されることに少なからぬ抵抗があり、むしろ公社が自律的に企業的センスを磨き、自ら改善の道を絶え間なく続けていくべきことを提案している。

最後に、当委員会の調査にご協力いただいた他県の林業公社担当者の皆様、当県林業公社との契約者である森林所有者の皆様方にも感謝を申し上げるとともに、この半年間、委員の皆様にはご多忙にもかかわらず、快くまた忍耐強くこの議論に係わっていただき、貴重で意義深いご意見を多く頂戴したことに心から感謝を申し上げます。有意義なすべての意見を残念ながらこの報告書に盛り込むことはできなかったが、この点は私の実力不足であったことを深くお詫びを申し上げます次第である。

また事務局の段取りと丁寧な対応に救われた点多々あった。ここに感謝する。

平成 25 年 10 月 29 日

林業公社専門委員会委員長 植木達人

I 林業公社経営専門委員会設置の経緯

1 長野県林業公社に係る経過

本県の林業公社は、14,774ha（平成24年4月1日現在）の経営面積を分収林管理しているが、林業経営においては、木材を伐採して収入を得るまでの育林期間は、基本的に保育経費が掛る資金的に苦しい経営が続くこととなる。このため公社の平成24年3月末時点の長期借入金は、県から219億円（利息58億円含む）、㈱日本政策金融公庫から91億円、合計310億円となっている。加えて、木材価格が低下しており、長期借入金の全額返済見込みが立たない状態に陥っているため、現在、「経営改善集中実施プラン」に沿って、経営改善に努めている状況である。

平成24年度に、外郭団体等検討委員会（事務局：総務部行政改革課）が設置され、林業公社など6団体についてあり方の検討が行われ、平成25年2月8日付けで改革基本方針が改訂された。

2 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」の概要

平成24年度外郭団体等検討委員会報告（表1-1を参照）を踏まえ、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（経過表1-2参照）は、「団体のあり方の検討（引き続き経営改善の推進）」と改訂され、平成25年度中に廃止した他県の事例を調査する専門委員会を設置し、実際に廃止するとした場合の詳細な検討が必要とされた。

この新たな改革基本方針（H25.2策定）に基づき、平成25年度に林業公社経営専門委員会を設置し、専門的な見地からの検討を実施することとなった。

表1-1【平成24年度外郭団体等検討委員会の報告（平成24年12月27日公表）】

- 現在の当該公社の成り立ちや経営は、国の定める「分収林制度」への依存が高く、赤字経営から脱却し収益性の高い事業組織に転換できる状況にはない。今後の選択としては、①県民負担をしながら何十年も「存続」するか、②国からの交付金が得られなくなるうえ、100億円超のコストや膨大な時間や人件費を掛けてでも「廃止」するかの二者択一しかない。
- 目先の経営コスト等を考えれば、消去法として「存続の方が無難な選択」であり、「解決できない国の制度の問題が根本的にある」とすれば、最終的には政治的判断にならざるを得ない。しかし、全国的には既に8県が林業公社の「廃止」を決めるか、あるいは検討に踏み込んでおり、本委員会としては、長野県としても、廃止した他県の事例（廃止のプロセスや結果（メリット&デメリット））を2013年度末までに調査する専門委員会を設置し、当該公社を実際に「廃止」するとした場合の詳細な検討に入ることを勧めたい。
なお、公社を廃止し、事業を県に移管することはデメリットが大きく、公社廃止の視点ではなく、県民負担の視点で判断すべきとの意見もあった。

表 1-2 【外郭団体改革基本方針の推移】

区分	第 1 期	第 2 期（改訂）	第 3 期（改訂）
	H16. 6 ~	H20. 1 ~	H25. 2 ~
改革方針	団体の廃止	経営改善の推進	団体のあり方の検討 (引き続き経営改善の推進)
主な論点	分収林事業は、契約終了までの間は借入金を主な財源としており、当初予定していた木材収入が見込めない可能性が高いため、財務状況を満たした時点で廃止	林業公社の問題は全国的な課題であり、国が公社支援のための方策（補助金・交付金）を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利	平成 25 年度中に廃止した他県の事例を調査する専門委員会を設置し、実際に廃止するとした場合の詳細な検討が必要

3 林業公社経営専門委員会の概要

(1) 目的

平成 24 年度外郭団体等検討委員会の検討結果に基づき、他県の状況を調査し、存続又は廃止する場合のメリット・デメリットを専門家の立場から明らかにして分析し、本県の林業公社の今後の経営の方向性について検討を行う。

(2) 委員名簿

〈任期：平成 25 年 4 月 30 日～平成 26 年 3 月 31 日まで〉

役職	氏名	所属等	備考
委員長	うえき たつひと 植木 達人	信州大学 農学部教授	林業経営関係
副委員長	なかむら まさのぶ 中村 雅展	長野経済研究所調査部長代理	経済関係
委員	いまい ひろし 今井 裕	中小企業診断士（元外郭団体等 検討委員会委員）	企業経営関係
委員	おがわ なおき 小川 直樹	公認会計士	会計関係

(3) 検討事項

ア 他県の状況調査と分析

- ・ 林業公社の存続又は廃止を検討して決定した他県の調査、取りまとめ。（存続又は廃止の経緯、判断材料、メリット・デメリット、将来に渡る収支の試算等）
- ・ 調査を踏まえ、存続又は廃止する場合のメリット・デメリットを整理する。

I 林業公社経営専門委員会設置の経緯

- ・本県との比較、分析を行う。

※ 昨年の外郭団体等検討委員会では、林業公社のあり方について、①存続、②廃止（県に移管）、③廃止（土地所有者への返還）の3つの選択肢があるとして検討したが、③については、高齢化や後継者問題で実質的に森林の維持管理ができない土地所有者に返すことは現実的でないとして、①、②の二者択一しかないと結論付けたため、林業公社経営専門委員会では③は除外して調査・分析を進める。

イ 林業公社の現状把握

- ・林業公社、社員（市町村）、契約者等からの意見聴取を行う。
- ・林業公社が実施している事業の現地調査を行う。

ウ 経営見通しと今後の経営の方向性の検討

- ・林業公社の現状・役割や存廃のメリット・デメリットを踏まえ、今後の林業公社の経営の方向性（存続及び廃止した場合の課題等）について検討を行う。
- ・検討結果をまとめた報告書を作成する。

II 長野県林業公社の経営の現状

1 林業公社設立経緯・組織の概要

(1) 設立までの経緯

ア 拡大造林施策の推進（昭和30年代から40年代）

木材需要の増大に対応して森林の生産力を高めるため、薪炭林等の広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に転換する施策が推進される。

イ 分収造林特別措置法の制定

昭和33年に国は拡大造林を推進するため分収造林を制度化した。

ウ 公社設立の背景

林業を担う山村地域は林業生産基盤が脆弱であり、森林所有者が自主的に造林を進めるだけの資金的余力に乏しく、造林が進まない状況であった。

また当時、県が直接造林事業を行う県行造林は、国の造林補助対象及び(株)日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)の融資対象とならなかったこと等から、拡大造林には限界があった。

エ 社団法人長野県林業公社設立「設立年月日：昭和41年7月8日」

造林が進まない地域の拡大造林を、分収方式により森林所有者に代わって公社が計画的、継続的に進めるために社団法人長野県林業公社を設立した。

【設置目的】

長野県内の造林・保育等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、①森林資源の造成 ②国土の保全 ③水源のかん養 ④林野の高度利用等を図り、もって、農山村地域の経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与する。

(2) 組織の概要（平成25年6月7日現在）

ア 出資金 68,000千円（県が全額出資）

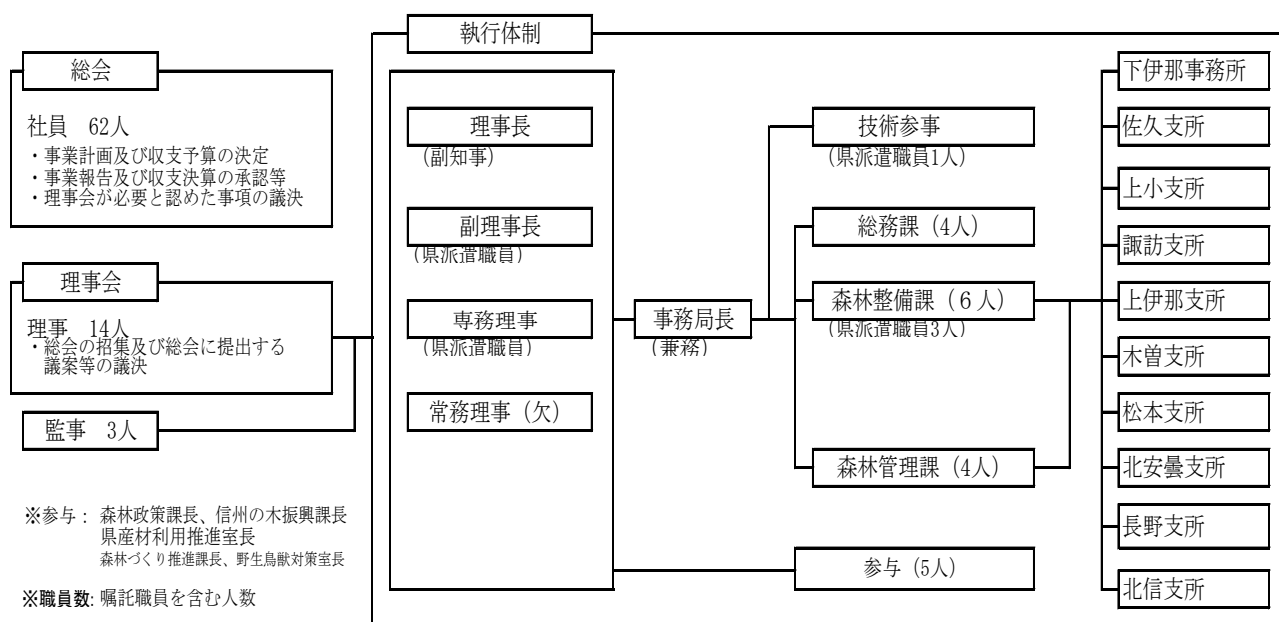
イ 社員数 62（内訳：長野県・市町村(59)・長野県森林組合連合会・財産組合）

ウ 役職員数 理事14人、監事3人
理事長：県副知事、副理事長：県派遣職員、専務理事：県派遣職員

エ 職員数 16人（事務局長1名は専務理事と兼務）
うちプロパー職員5人、県派遣職員5人、嘱託職員6人

II 長野県林業公社の経営の現状

オ 組織図



2 分収林事業の概要

(1) 事業内容

分収林契約を締結した森林について、森林所有者に代わり林業公社が造林者(費用負担者)として植栽から間伐、獣害対策等の保育等事業と作業道等開設事業を行っている。

契約満期を迎えた契約地については、主伐(皆伐等)を行い、木材収益を分収率に応じて森林所有者と公社とで分収する。

(2) 分収林契約の種類

- ア 分収造林 林業公社が森林所有者の土地に植栽し、契約期間の森林の管理を行う。
(契約期間は概ね80年)
- イ 分収育林 森林所有者が植栽した森林を公社が森林所有者に代わって管理する。
(契約期間は40～70年)

(3) 分収率

分収率は、森林所有者と公社が伐採時の収益を分け合う際の割合のことで、森林所有者の持分は将来にわたる地代相当分として、林業公社の持分は造林費用及び管理費用相当分としている。

3 経営の状況

(1) 現 状

公社は、昭和41年から平成14年までに、約1万8千haの分収林契約を進め、保育事業を中心に契約地の管理を実施している。

分収林は契約満期により立木を伐採・清算して木材収益を分収する仕組みであるが、契約満期(樹齢70～90年)を迎え、本格的に木材収益を得られるのは平成48年からとしており、現状では、事業運営資金の財源に充てるだけの木材収益を得る

II 長野県林業公社の経営の現状

ことが出来ないことから、県及び(株)日本政策金融公庫からの借入金により事業を運営している。

(2) 経営面積及び分収率 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	分収造林	分収育林	合 計
経 営 面 積 (ha)	13,013	1,761	14,774
契 約 者 数 (人)	3,391	356	3,747
分収割合 (公社持分%)	55～70	20～30	—

※経営面積は契約面積 (17,805ha) から無立木地等を除いた森林面積

(3) 齢級別面積 (平成 24 年 4 月 1 日現在) (単位 : ha)

齢級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	合計
面積	0	0	345	862	1,554	2,169	2,114	2,589	3,250	1,845	14,728

※齢級別面積は、経営面積から広葉樹林を除いた面積

齢級とは、林齢を 5 年単位で括った数値 (I 齢級は 1～5 年生、II 齢級は 6～10 年生)

(4) 長期借入金の状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在) (単位 : 千円)

日本政策 金融公庫	長 野 県			借入金合計
	元 金	利 息	計	
9,143,131	16,019,189	5,840,320	21,859,509	31,002,640

4 林業公社の役割 (県林業政策の中における位置付け)

長野県が初めて分収方式による森林造成を実施したのは、昭和 17 年から契約を開始した県行造林で、昭和 33 年まで契約締結が進められた。県行造林は、戦時における軍用資材、戦後の戦災復興資材として伐採が行われ増加した造林未済地について、治山治水を目的に公的管理で荒廃地の復興を目指したもので、県の責任として契約満了まで管理が続けられている。

昭和 30 年代に入り、公益的機能の維持増進を図るとともに、経済発展に伴う木材需要を賄うため、造林を拡大する施策が国策として進められる中、長野県においても、「造林計画 (昭和 32 年～55 年)」を樹立し、拡大造林を進めてきた。

当時の森林造成は、公共造林事業 (補助事業) を活用し、森林所有者が森林の造成を実施 (自家労働か森林組合に依頼) していたが、自ら実施できない森林所有者の森林の造成が課題であった。

このため、分収方式による森林造成 (県行造林とは目的が異なる) が可能となるよう昭和 33 年に「分収林特別措置法」が制定され、自ら森林造成できない森林所有者に代わって森林整備法人が森林造成を担う制度が進められた。

県はこの制度に基づき、森林整備法人として林業公社を設立し、森林造成を進めてきた。民有林の所有形態別面積のグラフのとおり、公社有林の県全体の民有林に占める割合は大きくないものの、当時、県全体が抱えていた林業施策の課題を解決した。

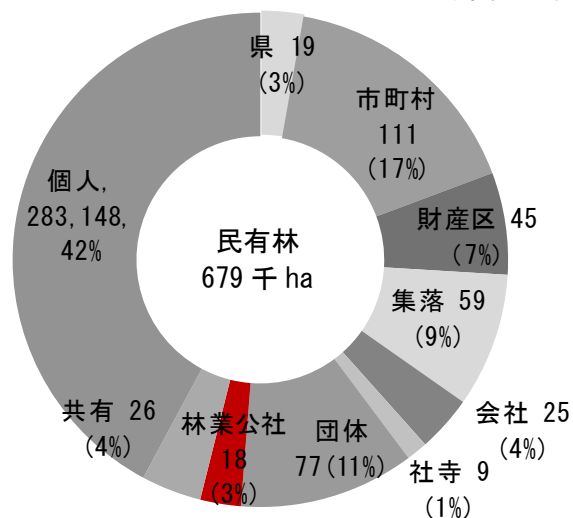
現在、林業公社は、県の外郭団体改革基本方針に沿った経営方針により、新たな契約

II 長野県林業公社の経営の現状

は行わず既存の分収林のみを適正に管理している状況である。このため分収造林以外の自ら森林整備が出来ない森林所有者を含む多くの私有林については、県の方針として長期の施業委託を受けた森林組合等が中心となって森林を取りまとめ、「森林経営計画」を作成し、将来に渡って計画的・効率的な森林管理を行っていくこととしている。

○民有林所有形態別面積

(単位：千 ha)



(平成 24 年 4 月 1 日現在)

Ⅲ 他県の林業公社の調査

1 調査県の選定

(1) 廃止県

公社を廃止することを決定又は廃止済みの県のうち、公社を廃止してから期間が経過した県、公社を廃止することを決定して間がない県、公社の経営規模が本県と大きく異なる県を外し、調査県を決定した。

(2) 存続県

外部有識者からなる委員会等を設置して検討し存続を決めた県のうち、経営規模、調査日程等を考慮して調査県を決定した。

2 調査の概要と視点

他県の調査は、各県の担当部局の皆様のご協力を得て、調査票（非公開）に記入していただくとともに、様々な検討資料をご提示いただきながら聞き取り調査を実施した。調査の視点は、存廃のメリット、デメリットを確認し、存廃の判断の決め手となった要因は何かを明らかにし、本県に照らして検討することを可能にすることを目的としている。

3 調査県一覧表

廃止県		存続県	
県名	公社名	県名	公社名
青森県	(社) 青い森農林振興公社	秋田県	(公財) 秋田県林業公社
山梨県	(公財) 山梨県林業公社	岐阜県	(公社) 岐阜県森林公社
愛知県	(一社) 愛知県農林公社	高知県	(一社) 高知県森林整備公社
広島県	(一財) 広島県農林振興センター		

4 調査の日程及び調査委員

調査県	調査日	調査委員
山梨県、岐阜県	平成 25 年 5 月 23～24 日	委員全員
青森県、秋田県	平成 25 年 5 月 28～29 日	今井委員、小川委員
愛知県、広島県、高知県	平成 25 年 6 月 5～ 7 日	植木委員長、中村副委員長

5 調査の結果

ここでは、廃止県・存続県それぞれの調査で得た存続・廃止の判断に関連した重要な項目毎に、各県の対応、考え方を取りまとめた。

(1) 長期収支見通しについて

【廃止県の対応、考え方】

公社設立時から分収契約終了時までの長期収支予測については、各県で作成されていた。木材価格の算出年など試算条件は各県で異なるため一概に比較はできないが、廃止県においては、表 1-1 のとおり大きな負債が残る試算となっている。

(表 1-1)

県名	分収林 経営面積	廃止決定時の負債額		長期収支試算額			
		負債額(A)	ha当り	試算年	最終年	試算額(B)	ha当り
青森県	10,215 ha	△367億円	△360万円	H22	H68	△313億円	△306万円
山梨県	7,711 ha	△269億円	△349万円	H22	H67	△208億円	△300万円
愛知県	4,767 ha	△211億円	△444万円	H24	H112	△191億円	△401万円
広島県	14,785 ha	△467億円	△315万円	H23	H79	△372億円	△252万円
長野県	14,774 ha	△310億円	△210万円	H24	H88	△107億円	△72万円

※ 負債額は各県廃止決定時の額、長野県は平成23年度末の額

廃止県においては、林業採算性の悪化に伴い債務問題が顕著化し、多額の公社債務が今後更に増加する恐れがあるとし、これ以上の経営は困難としたことや、三セク債の活用により、今後の金利上昇による公庫借入金の利息額増大のリスクを回避し、長期利息を縮減するメリットが大きいということが、判断の要因となっている。

また、三セク債の活用のため検討を急ぎ、県営林移行後の将来の姿が十分に見通せない県や県営林の規模が大きく一体的な管理により事務費等が縮減される県もあった。

多額の公社債務は廃止により解消するものの、県の債権を放棄することから、その処理に多額の県民負担が伴うことや、今後の分収林管理が県営林に移行することから将来の負債が見えにくくなる（県民に分かりにくくなる）一面も有しているという考えも聞かれた。

また、存続及び廃止を比較できるそれぞれの長期収支予測資料を得ることが叶わなかった。

<聞き取り事項>

① 負債に関する取扱いについて

- 債権放棄により公社債務を解消
- 将来的な県民負担の縮減
- 今後の金利上昇による公庫借入金の利息額増大のリスクを回避
- 債務処理に多額の県民負担が伴う
- 現状の負債が整理されるが、今後の負債が見えにくい

② 三セク債の活用について

- 支払利息の軽減のため期間限定措置であることから速やかに活用

Ⅲ 他県の林業公社の調査

- 契約者等へ説明と契約変更等を実施する改革期間に5年を要し、三セク債の活用期限に間に合わない
- ③ 国の支援措置（特別交付税、造林補助金等）の活用について
 - 国の抜本的な公社対策が講じられない
 - 県営林化した後に、経営改善を図る中で補助メニュー等を活用
 - 県の無利子貸付に係る特別交付税措置の存在は検討の対象外
- ④ その他
 - 存続した上での経営改善については議論の経過の明示なし。

【存続県の対応、考え方】

公社設立時から分収契約終了時までの長期収支予測については、各県で作成されていた。木材価格の算出年など試算条件は各県で異なるため一概に比較はできないが、存続県においては、表1-2のとおりである。

(表1-2)

県名	分収林 経営面積	負債額		長期収支試算額			
		負債額(A)	ha当り	試算年	最終年	試算額(B)	ha当り
秋田県	22,044 ha	△418億円	△190万円	H19	H95	69億円	31万円
岐阜県	14,370 ha	△381億円	△265万円	H21	H109	1億円	4万円
高知県	14,909 ha	△279億円	△187万円	H24	H91	△152億円	△102万円
長野県	14,774 ha	△310億円	△210万円	H24	H88	△107億円	△72万円

※ 負債額は平成23年度末の額

存続県においては、企業感覚で経営改善に取り組みながら経営し、国等による支援制度を最大限に活用することで、長期収支見通しは好転すると判断したことや、県営林に移行し運営する場合は、事務負担が増大するとともに管理体制の構築が困難であることが、判断の要因となっている。また、現行の県利子補助金及び無利子貸付の利息相当分に対する約50%の特別交付税措置についても、メリットが大きいと判断している。

<聞き取り事項>

- ① 負債に関する取扱いについて
 - 長期収支が最終的にプラスに転じる
 - 県からの貸付金を無利子化し経営改善を図る
 - 長期債務を県民に対して明示できる
 - 今後の長期貸付金利の変動が最終的な県民負担額に影響する
- ② 三セク債の活用について
 - 無利子貸し付けに係る特別交付税措置の充当の方が有利との判断により活用しない（三セク債活用の特別交付税措置のメリットが少ない）
- ③ 国の支援措置（特別交付税、造林補助金等）の活用について
 - 国等による支援制度（無利子貸付、国庫補助事業、特別交付税措置等）を最大限に活用する
 - 新たな造林補助メニューも活用しつつ、伐採方法についても採算性向上に資

する手法を導入する

(2) 契約変更事務負担について

【廃止県の対応、考え方】

公社廃止に伴う契約主体の変更事務は、簡略化するため承継同意のみで進めている県もあるが、分収率の見直しを合わせて実施する契約変更手続きを進めている県もあり、相当の人員と期間を要している。県によっては5年間の改革期間を定め、必要な組織管理体制を設け移行手続きを進めているところもある。

契約変更手続きは、説明会、個別説明を行いながら推進しているが、最終的に相続分割されていない森林の扱いや、不明者、契約拒否者等の難しい契約者の対応が課題であり、変更契約できない場合もあり得る。

また、公社を清算する際に民事再生手続きを選択した県もあるが、民事再生手続きは煩雑で多大な労力が必要であったとのことである。

<聞き取り事項>

- 契約者との変更契約に多大な時間と事務負担が必要
- 民事再生手続きは煩雑で、多大な労力が必要

【存続県の考え方】

存続の場合、契約主体の変更事務負担は発生しない。

(3) 森林管理体制について

【廃止県の対応、考え方】

廃止後は県営林に分収林の管理を移管することとなるが、現行の県営林の管理体制でそのまま移行できる県は少なく、移管後の追加人員増要求をしている状況で、実施体制の目処が立っていない県が多かった。

既存の林業公社に県営林の管理委託を実施していたが、廃止に伴い新たな管理委託先を検討せざるを得ない県もあった。一方で、県営林移管後の管理について、検討委員会を設置し経営方針を策定している県も見られた。

また、プロパー職員の処遇については、林業公社廃止までに公社自らが再就職の適切な対応を行うこととなっているが、実際は県も関与せざるを得ない状況のようである。短い期間でのプロパー職員の処遇対応や議会对応に相当の苦労があったと聞いている。

<聞き取り事項>

- 公社有林に比して県営林の面積がはるかに大きいことからマンパワーの問題なし（1県）
- 県営林管理の追加の人員（担当職員）の要求を検討
- 県営林移管後の実施体制（人員、予算等）の目処が立っていない
- プロパー職員の処遇の検討が発生
- 県営林の委託管理を公社が実施しているため、新たな委託先を検討

【存続県の対応、考え方】

存続県の林業公社は、プロパー職員と県職員の派遣により運営されている県が多いが、県職員の場合は2～3年で人事異動があり、現地情報の引き継ぎまでは難しく、円滑な経営に支障を来す恐れがあり、適正な事業を推進するためには、長年に渡り経営森林の現状を把握しているプロパー職員の存在は大きい。

一定のプロパー職員の確保が必要であり、今後の課題と位置付けて検討している県がある。

他県の県営林の状況は、1県を除いて、経営面積が小さく、公社有林をそのままの体制で引き受ける状況にはない。

<聞き取り事項>

- プロパー職員雇用、県職員の派遣を継続
- 県営林の委託管理を引き続き公社に委託（公社の存在大）
- 県営林に比して公社有林の面積が大きいことから現行体制の方が有利

（４）経営改善見直しについて

【廃止県の対応、考え方】

現行の林業公社が行っている分収率の見直しや施業の長伐期化は、公社を廃止し県営林に移管しても有効な経営改善策であるが、管理費の縮減は、分収林を適正に管理継続できることが前提である。

調査では、既存県営林の規模が大きく一体的管理で人件費等の管理費が縮減できるとする県はあったものの、ほとんどは県営林に移管した場合のコスト低減については検討途上であった。

管理コストの低減策では、不採算林（地利条件や野生鳥獣被害等により将来に渡って収益の見込みのない森林）を整理して、スリム化して運営することは重要な経営改善策であるが、県営林化することにより、公益的機能をより重視するという責任も生じることから、経済的な概念だけで不採算林を整理することは難しくなると聞いている。

<聞き取り事項>

- ① 経営改善について
 - 県営林と一体的な管理により、人経費の縮減と効率的な施業が可能
（県営林の規模、管理体制による）
 - 県営林にした上で低コスト化等の取組により経営改善を検討
（県営林にすることで公社に比べて経営改善するとの判断）
 - 分収率の見直しを着実に実施するが、改革期間中に契約変更は
終了しない可能性もあり
- ② 不採算林の取扱いについて
 - 不採算林についても、そのまま全て県営林化
 - できるだけ不採算林の整理を実施

【存続県の対応、考え方】

存続県は、どの県も検討委員会等の検討を経て、経営改革プラン、経営改善計画等を策定し、分収率の見直し、不採算林の整理、効率的な事業執行等を実践し、将来の債務の解消、縮減に努力している。

経営森林の実情を細かく把握した「施業地カルテ」を活用して企業感覚による経営を目指すことや、J-VER（森林整備によって吸収された二酸化炭素量について、オフセット・クレジット制度の認証を受け、環境貢献に取り組む県内外の企業や団体に販売するもの）の取組など新たな収入に結び付く事業展開を検討している。

不採算林の整理は、借入金利息や事業コストを縮減し、低コストな経営を目指すには必要なことであるが、不採算林の契約解除は契約者の承諾を得ることが必要であり、また、借入金の償還が伴うため、資金調達（自己財源、補助金等）が必要である。

<聞き取り事項>

① 経営改善の見通し（確実性）について

- 施業地カルテの活用など企業経営感覚により個々の現場をきめ細かく把握
- 長期と短期の両方の経営改善計画を策定
- J-VERの取組み、地元イベントの開催などにより事業への理解を醸成
- 将来にわたって現体制を維持し、管理の継続性による効果を期待
- 分収率の見直しを着実に実施

② 不採算林の取扱いについて

- 不採算林は契約解除し負債を整理するとともに、契約地の縮小により管理コストを縮減する。一方で、当該地の施業放棄による機能低下を懸念
- 個々の施業地の採算性を分析中

（5）行政課題における公社の位置付けについて

【廃止県の対応、考え方】

木材生産、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源対策等、公益的機能を有する森林の間伐を中心とする森林整備の推進は、どの県においても大きな課題である。

林業においては、植栽から間伐等の保育までは造林補助金を活用しながら事業費を投入していく。林業公社は事業費の内訳および資金の源泉（借入金の状況等）について、県民に開示しながら森林を管理している。

このため、県の財政運営面で非常に大きな債務が目立ち、繰り返し見直し検討の対象となってきた。このような状況から経営専門委員会や包括外部監査の報告を受け議会や県トップの判断で廃止を決定したケースも見受けられた。

また、不採算林が半分程度占める中で、県営林化により公益的機能に軸足を置いた管理方針に転換している県もあった。

<聞き取り事項>

- 分収造林事業の政治問題化の解消
- 検討段階でトップダウンによる廃止判断があり
- 県営林化することで公益的機能に軸足を置いた管理が可能との判断

Ⅲ 他県の林業公社の調査

【存続県の対応、考え方】

廃止県同様、公益的機能を有する森林の間伐を中心とする森林整備の推進は、各県の重要な課題である。

その中で、林業公社の経営する森林を、伐採時期を迎えるまで健全に維持管理していくことは、契約者はもちろん県民に対しても果たさなければならない責務であると考え、経営状況を県民に開示しながら、今後とも開かれた公社経営をして行くことが重要と判断している。

<聞き取り事項>

- 公益的機能の維持が可能
- 公社有林のウエイトも比較的高いことから、廃止という判断が林業界に与える影響も加味
- 廃止の場合の事務処理量も判断材料として加味

IV 長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理

林業公社経営専門委員会（以下「本委員会」という。）は、他県の調査結果を踏まえて、本県の林業公社の今後の方向性を検討・判断するのに必要となる存続・廃止のメリット・デメリット等の論点を項目別に整理した。

論点の整理に際しては、「県民負担」を最小にすること、森林経営の継続性を維持しつつ、森林の多面的機能を高めること、そのために望ましい組織体制の在り方を視点に検討した。

このため、事業実施に関連する累積収支や損益の優位性を評価するとともに、森林の持つ諸機能を維持し高めるための効率的、効果的な管理を継続するための、数値に表せない要因についても検討した。

1 長期収支見通しについて

1-1 「県民負担」と言う視点で、長期収支見通しを示すためには、林業公社の収支のみではなく、関連する県の収支を盛り込んで連結した収支・損益を試算することが必要である。これにより存続・廃止の場合の長期収支見通しの正確な比較が可能となり、より適切に「県民負担」を表すことができると考えた。

例えば、公社存続の場合の公社に派遣されている県職員の人件費については、県負担と公社負担を伴うが、公社単独の長期収支見通しでは、公社負担分の人件費のみが反映されているため、県派遣職員の県負担分の人件費が反映されない結果となり、県民負担の観点から適切な長期収支見通しが試算できなくなる。

公社の存続・廃止を公平に評価するためには、県と公社の関連する収支を合算した試算が必要であり、①存続の場合は、県派遣職員の人件費の県負担と公社負担の両方を試算し、②公社を廃止する場合は、関係する県職員全体の人件費を試算して、比較する必要がある。

1-2 「連結収支及び損益」の試算結果は、別紙1から別紙3のとおりである。

県と公社の「連結収支等」の考え方によると、存続・廃止の判断により差異が生じる項目としては、

- ① 県移行に伴う契約変更手続きに係る経費
(公社廃止の場合に、県営林へ移管するための事務負担が増加する。)
- ② 日本政策金融公庫への損失補償の償還に係る利息
(公社廃止の場合に負担が増加する。)
- ③ 平成24年以降の日本政策金融公庫借入金に係る利息
(公社存続の場合の支払利息と公社を廃止し県営林で実施した場合の支払利息の差額。公社存続の場合に負担が増加する。)
- ④ 管理費（人件費等）
(「公社存続の場合の県派遣職員及び公社職員の人件費」と「公社廃止の場合の県営林としての管理に係る県職員の人件費」との差額。公社廃止の場合に負担が減少（公社役員の人件費分）する。（存続の人件費>廃止後県営林

管理の人件費))

(公社廃止の場合は、事務所が不要となり、事務所使用料を軽減できる。) の4点が挙げられる。公社の存続・廃止により、長期収支の観点から県民負担に影響を与える因子は、以上の4点であると判断した。(別紙4参照)

以上を踏まえた試算結果によると、公社を存続した場合の方が、廃止して県営林で実施する場合と比べ、7億円程度県民負担が少ないという結果が見て取れるが、長期的な視点で見れば、決定的な要因とはならない。

1-3 特別交付税措置等の国の支援措置は、今後の長期的な見通しが不明確であることから「連結収支及び損益」の一連の試算には含めていないが、以下の因子は重要であることから別表(別紙5)として試算することとした。

① 公社廃止の場合に公社が抱えている負債の整理に当たっての国からの支援策である「第三セクター等改革推進債」(H21~H25)を活用すると、日本政策金融公庫への損失補償額の一括償還により償還期間が短縮することで、利息を24億円軽減できる。(公社廃止の際にプラスとして作用する因子)これは、今後56年間(H79まで)の支払利息29億円の、10年間の三セク債返済利息5億円に圧縮されることを意味し、さらにその約半分の3億円の特別交付税措置がある。

一方で、県は三セク債の返済に充てるため、年間10億円弱の資金を用意する必要があり、県の財政負担は厳しくなることが予想される。

② 公社が存続する場合に県が公社に対して行う無利子貸付分に係る国からの「特別交付税措置」が、仮に今後20年間交付されると、37億円の県歳入が見込める。(公社が存続する場合にプラスとして作用する因子)

その他、今後の見通しが不明確で、評価額が確定できないことから「長期収支及び損益」の一連の試算には含めず、別表(別紙5)として試算した項目(因子)は以下のとおり。

③ 今後、日本政策金融公庫から借入する保育・伐採等の事業資金は、公社存続の場合24億円であるが、県営林に移行した場合は、県からの造林補助金が得られなくなることから51億円の事業資金を借入金で賄うため、今後、借入金利が上昇する場合には、県営林に移行する場合の方が金利上昇の影響を大きく受けることになる。

④ 公社を廃止する場合には、保有する森林資産を現在価値で評価し、県に「代物弁済」する必要が生じる。その場合の代物弁済額に消費税が掛り、新たな負担が発生する。(仮に本県公社有林の時価評価額を推定し、代物弁済額に掛る消費税額を試算すると約2億円となる。)

1-4 現在、長野県林業公社が経営する分収林は、公社の存続・廃止に拘わらず平成88年度まで継続することとなる。このため、存続の場合には引き続き県貸付金等の運営財源が必要になる。

一方、廃止し県営林に移行した場合にも一般会計からの繰入金等の運営財源が必要になる。(県営林事業の会計の仕組み上、分収林事業のみの収支を継続して把握

することができなくなる。)

公社の県からの借入金残高は、平成24年度末で219億円あり、公社を廃止し県営林に移行した場合には、県は全額債権放棄することになる。

加えて公庫への損失補償91億円を行う必要があり、多額の県民負担を伴う。県営林移行の場合の最終的な県民負担は△167億円となる。(別紙3参照)。

一方、公社を存続した場合、事業地ごとの清算に際して、事業地によっては資産である木材販売高が、負債である借入金残高を下回ることにより、将来的に債務超過になる可能性がある。この場合、県・公庫への借入金の返済資金が不足することになり、返済額の一部に県からの借入金を充てざるを得なくなり、最終的に県からの借入金の一部が返済できなくなる可能性がある。現在の長期収支見込みでは、平成88年度末の累積の公社損益107億円のマイナス分が県に返済できなくなる借入金残額(県の債権放棄)と試算している。

なお、公社存続の場合、最終的な県民負担は△160億円となる。(別紙3参照)

1-5 今後の木材価格の動向は、変動幅が大きいと予想されることから、長期収支に影響を与え、県民負担の観点からも重要な要因である。このことから、その動向を踏まえ長期収支シミュレーションによる経営状況の確認を行っていく必要がある。

しかし、今後の木材価格の動向は、公社の自助努力のみによっては解決しがたい外部要因の側面を有しているとともに、公社存続の場合も廃止の場合も連結収支に同様の影響を及ぼす(連結収支に差を及ぼさない)。したがって、木材価格の今後の動向は存続・廃止の有利・不利を判断することには影響しないものとして扱っている。

なお、長期収支シミュレーションは、試算条件を変更し、①木材価格が10%増加した場合、②木材価格が10%減少した場合、③個人有林と共有林の分収率を現行のままとした場合、の3つのパターンでの試算も行った。(資料編参照)

2 契約変更事務負担について

2-1 公社の存続・廃止いずれにしても、公社の「経営改善集中実施プラン」に基づき実施している契約者との間の分収割合、契約期間の変更契約手続きは、経営改善を進めていくこととなるため、その事務負担は継続する。

2-2 公社を廃止し県営林として引き継ぐ場合については、他県調査の結果も参考にすれば、概ね以下の手続き・検討が必要になる。また、これらの手続きには一定の期間と必要な組織管理体制を要し、廃止に係る関係職員の事務負担が増大することに留意が必要である。

① 契約の承継手続き

(県への移管同意の取り付け、地上権移転登記・公有財産の取得手続き等)

② 債務の処理手続き

(処理方法は、任意解散、民事再生手続き等によって、必要となる手続き期間等が異なることに留意が必要)

③ 公社解散手続き

④ プロパー職員の処遇

⑤ 県議会による債権放棄の議決

2-3 廃止の場合の手続きを本県において実施すると仮定した場合、現行の林業公社の事業運営をしながら事務処理を行うためには一定の組織管理体制が必要であり、長期収支見通しにおいては、別に人員6名、処理期間5年間で2億円の人件費が必要と試算しているところである。

また、関係者の聞き取り調査では、現在の林業公社に対する契約者の信頼は厚いことから、管理主体が県になっても現行通りの森林管理・サービスの提供ができるよう、どのような体制をもって森林管理をするのか具体的に説明をして理解を得ることが必要となる。

2-4 存続の場合、事務負担は発生しない。

3 森林管理体制について

3-1 公社の存続・廃止いずれにしても、公益的機能を有する森林を維持管理しなければならないことは同じであり、森林管理の継続と企業感覚を持った経営管理体制の構築が必要である。

3-2 長野県林業公社が経営する森林（約1.8万haの契約森林）については、県からの派遣職員6名、プロパー職員5名、嘱託職員3名の14名体制に加え、現場を良く知る業務主任（事業費で人件費計上）を現地機関に7名配した体制により管理している。

3-3 公社のプロパー職員は、分収林の現地状況を継続して把握し、事業体への施業指導や契約者への施業技術のアドバイス等を行っており、プロパー職員の持つ現場指導能力は森林の機能の維持向上に役立っているとともに、地元からの信頼も厚い。
このため、今後、個々の契約地ごとに現場指導能力を有する者が主体的に経営を行い得るような人員体制を整備することが必要と考える。

3-4 一方、公社廃止を選択する場合に受け皿となることが想定される県営林（県有林、県行造林等）については、現在、県庁職員3名、各地方事務所職員10名（県営林以外の業務も兼務）等により約1.7万ha、公社とほぼ同規模の森林面積について管理がなされている。そのうち主に事業管理している森林（人工林）面積は約1.3万haである。

また、県営林については、県の「模範林」としての性格を有していることから、J-VERへの取組、震災復興に必要となる木材の機動的な供給など、幅広い業務を限られた人員により担っている。

3-5 このため、公社を廃止して県営林として引き継ぐ検討をする場合は、上記のような県営林担当者が担うこととなる森林管理面積が、現在の倍程度となることから、必要な人員の確保が可能なのか、県の行政・財政改革における定員適正化の取組状況等を踏まえ慎重な検討が必要となる。

公社有林を引き受けて管理するためには、現状の県営林体制に加え、追加的なマ

ンパワーの確保が必要であり、長期収支見直しでは、13名の人員が新たに必要となると試算している。

3-6 さらに、これまで森林の管理育成を担ってきた公社から県に管理者が移行することについては、これまでの経緯等も踏まえつつ、契約者の意向把握が必要である。

4 経営改善見直しについて

4-1 現在、長野県林業公社においては「経営改善集中実施プラン」の第2次プランを実施中であるが、第1次プラン（平成20年度～24年度）の5年間では、利用間伐実績が目標に対して達成率77%、分収率見直し実績が目標に対して達成率64%にとどまっている。

このような状況の中で、第2次プランにおいては、利用間伐の計画を第1次プランの3倍以上に、分収率見直し件数を2倍以上に引き上げた目標を設定しているが、公社の存続・廃止の結論に関わらず、当該目標の実効性を向上していくため、きめ細かな進捗管理の仕組みを導入する必要がある。

4-2 他県調査、本県公社との契約者からの聞き取り等を踏まえると、本県公社の個々の森林（契約地）の正確な現況把握と情報共有体制が充分とは言えず、清算予測、森林資産の評価等、経営方針を明らかにした施業地カルテを新たに作成するなど、将来にわたって、確実な森林管理を実施する仕組みを導入することが必要である。

また、公社有林に近接した私有林との森林施業（路網整備等）の連携など、経営改善に不可欠な低コスト施業を行うために改善すべき点が多い。

なお、森林整備にあたっては、県営林等の公共団体が実施する発注方法に比べ、公社には自由度が高く、プロポーザル方式等の発注方法や周辺森林との団地化に伴う管理委託等の新たな方法を検討するなどの柔軟な対応が可能と考えられる。

4-3 さらに、県営林において取り組んでいるような模範的活動（3-4参照）など、公社が従来取り組んでこなかった分野についても、積極的に活動の場を広げるとともに、企業経営感覚を持って事業展開するなどして、公社事業への理解醸成を深めていくことが必要であると考ええる。

長期収支予測についても、第2次プランの進捗状況に応じて見直しを行い、県民に示していく必要がある。

4-4 林業経営は長期に渡って営まれる性格を有しており、契約者からの聞き取りでも明らかになったように、公社が契約者（地元住民）との連携を重視しつつ、他の森林所有者の模範となる森林の育成をしてきたことは評価でき、将来にわたってこのような管理体制の継続性が担保されることが望まれる。

4-5 なお、前述3-3に記載したプロパー職員の人員体制の整備に合せ、業務内容が類似する民間ベースの給与体系を比較検討し、給与を見直す等、人件費の抑制を図る必要がある。（別紙5参照）

また、役員についても、人件費の抑制を図る観点から、県派遣職員に限らずプロ

パーや民間からの登用等も含め幅広く検討する必要がある。

4-6 長野県は、「信州F-POWERプロジェクト」として、今後、大規模な木材利用を推進する取組を進めることとしている。公社についても、同プロジェクトに積極的に関わり（積極的な出材）、経営改善を図っていくことが必要である。

4-7 野生獣被害等による木材資産の減少や立木生長が著しく悪い契約地等、清算しても契約者に分収金を支払うことが出来ない「不採算林」をどのように取り扱うかが一つの議論となるが、路網整備の進捗など長期的な経営改善の視点を考慮したとしても、明らかに不採算林となることが予測される森林については、契約者と協議の上、清算又は契約の解除を行い、経営森林面積を縮小して管理コストを縮減するとともに、不採算林に係る有利子借入金を早期に償還し、長期支払利息を軽減することも検討する必要がある。（別紙5参照）

5 行政課題における公社の位置付けについて

5-1 本県の林業公社は、昭和41年設立以降、森林所有者の資金力、自助努力のみでは実施しがたい条件不利地を中心に造林を進め、県土の保全や地域の雇用の場の提供といった役割を果たしてきている。

公社有林は約1.8万haであり、長野県の民有林面積約68万haのうち約3%ではあるが、上述の通り、所有者の自助努力に期待できない条件不利地における森林管理を担ってきており、セーフティーネットとしての役割を果たしてきたと言える。

5-2 現在、本県では国の森林・林業再生施策に基づき、将来にわたって計画的・効率的な森林管理を行うために森林を集約化していく手段として「森林経営計画」の作成を進めている。

分収林以外の多くを占める私有林については、意欲のある森林所有者や長期の施業委託を受けた森林組合が中心となって、森林を取りまとめて「森林経営計画」を作成し、将来に渡って管理することとしている。

一方、公社有林や県営林については、公社や県自らが「森林経営計画」を作成することにより長期的な森林管理を担保することとしている中で、今後は、収入間伐の実行、分収割合や契約期間について契約を変更する等の経営改善を進め、分収林経営の改善を図っていくことが重要である。

そして、分収林の周辺所有者との協働による作業道開設や発注方法の改善による事業費の軽減、有利な木材販売のための販路開拓、森林GISによる森林管理等、実施すべき課題に順次対応していく必要がある。

また、林業に精通したプロパー職員が森林施業の集約化に積極的に関わることで、これまで以上に地域の信頼を得て、森林管理をけん引していく存在となることが望まれる。

このように、それぞれの地域特性にあった手法を組み合わせ、地域全体の森林を管理していく必要があるが、集約化により、公社経営上「不採算林」として取り扱う森林についても、荒廃することのないよう、長期的に地域全体としてどのよう

に管理していくのかを考えることが求められる。

5-3 また、平成13年に日本学術会議により公表された森林の公益的機能の評価額の算出方法に基づき試算した場合、長野県全体の森林の評価額は3兆681億円／年(国有林を含む)、公社有林は524億円／年と見込まれるところである。

当該評価額は、本委員会における公社の存続・廃止の議論に直接影響しないが、県土保全等を担っている役割の重要性は十分に認識する必要がある。

5-4 なお、長野県林業公社に対する改革方針については、第1期(平成16年6月)に「団体の廃止」、第2期(平成20年1月)に「経営改善の推進」、第3期(平成25年2月)に「団体のあり方の検討」と、本委員会の議論開始以前に、過去3度の方針が取りまとめられているところである。

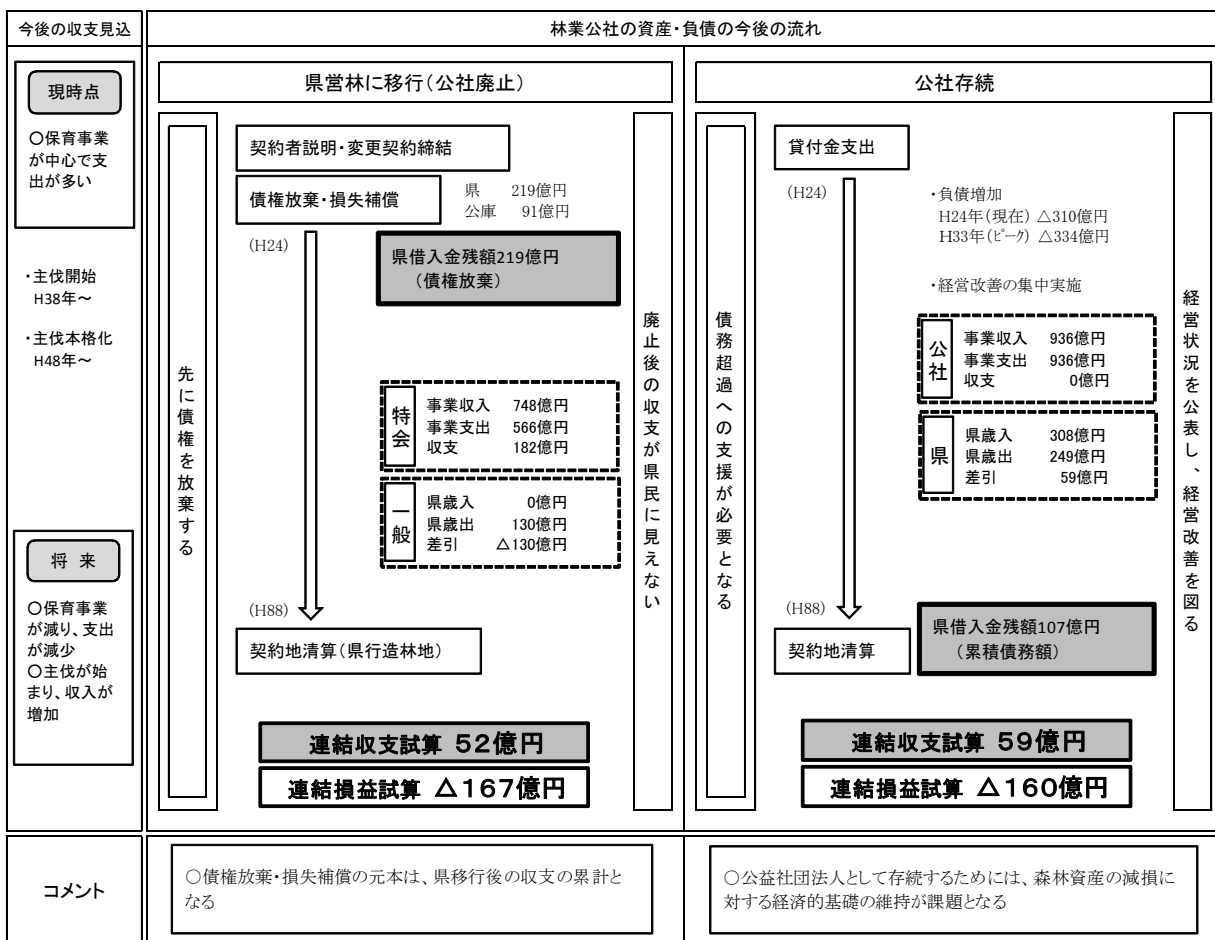
県民負担という目線に立って、不断の経営改善を行うべきことは言うまでもないが、林業経営は長期的な視点が必要な性質がある中で、短期間での検討会の開催の都度、異なる方向性が示されることにより、継続的な森林管理の妨げとなることは避ける必要がある。このため、存続・廃止の方向付けを県としてきっちりと位置付けたうえで、分収方式の仕組みや林業公社に対する国の支援策などに大きな変化がない限り、その方向に沿って公社の運営管理への指導等に努めるべきである。

5-5 林業公社では、過去からの投資額や将来の予測困難な木材価格を前提とした収支の見込みが明らかになっている。

そこでは、木材価格が当初の見込みから大幅に下落したことにより厳しい状況に陥ったことが浮き彫りとなっているが、この点に関しては、我が国の林業界全体の現状を捉えた側面を有するものであり、分収林経営の役割そのものが消失したものではないと考える。

現在、長野県では「信州F-POWERプロジェクト」として、大規模な木材利用を推進する取組を進めることとしており、こうした取り組みに林業公社の管理する森林からも出材を見込んでいる。

別紙1 県と公社を連結で考えた場合の収支について



【資産・負債の流れ考察】

- ① 収支、損益上、存続・廃止の差異は7億円となった。
- ② 収支の発生は存続も廃止もほぼ同額、同時期となる。
- ③ 収入、事業費、分収交付金は木材価格が変動しても存続・廃止に与える影響は同じ。

【存続・廃止で差異が発生する可能性のある項目】

- ① 管理費(契約変更事務)： 県移行に伴う契約変更手続きに係る経費(廃止負担増)
- ② 公庫損失補償利息： 公庫への損失補償の償還に係る利息(廃止負担増)
- ③ 公庫利息返済： H24以降の公庫借入金に係る利息(存続負担増)
- ④ 管理費(人件費)： 公社の副理事長、専務理事等の給与の差額(存続負担増)

別紙2 林業公社の分収林を県営林に移行又は公社存続の場合の連結収支試算

単位:億円

区 分		県営林に移行 (公社廃止)	公社存続	備 考	
事業収支	収入	木材販売	625	625	505万m ³ (12,400円/m ³)
		造林補助金	64	91	県営林は国費のみの補助金
		県借入金	0	196	県営林は一般会計、公庫からの借入
		県営林事業費	8	0	県一般財源
		公庫借入金	51	24	保育事業費補助残の90%
		計(A)	748	936	
	支出	事業費	374	374	獣害対策、保育、伐採等の経費
		管理費	55	37	人件費及び事務費
		分収交付金	69	69	土地所有者への分収金
		県借入金返済	0	250	県貸付金の返済
		県借入金利息返済	0	58	県貸付金利息の返済
		公庫借入金返済	51	115	日本政策金融公庫借入金の返済
		公庫利息返済	17	33	日本政策金融公庫借入金利息の返済
	計(B)	566	936		
収支(C)【A-B】		182	0		
県の予算	歳入	造林資金償還	0	250	公社貸付金
		造林資金利息償還	0	58	公社貸付金利息
		計(D)	0	308	
	歳出	管理費	2	26	・県営林は契約変更事務 ・存続は県派遣職員の人件費
		造林資金貸付	0	196	公社貸付金
		造林補助金	0	27	造林補助金の県費分
		県営林事業費	8	0	県一般財源支出
		公庫への損失補償	91	0	H24.3.31現在公庫借入金(元金)残高
		公庫損失補償利息	29	0	損失補償に係る利息
	計(E)	130	249		
差引(F)【D-E】		△ 130	59		
合計(G)【C+F】		52	59		
連結見通し額		52億円	59億円	収支差7億円	

※林業公社がH24.8に作成した長期収支シミュレーションに基づく、H24~H88 契約期間までの65年間の試算額
「県営林に移行」は、林業公社と同等の事業内容を、県営林特別会計で実施すると仮定

別紙3 林業公社の分収林を県営林に移行又は公社存続の場合の連結損益試算

単位:億円

区分		県営林に移行 (公社廃止)	公社存続	備考		
公社損益	収益	木材販売	0	625	505万m3(12,400円/m3)	
		造林補助金	0	91	間伐等保育事業に係る造林補助金	
		債務免除益(県元金)	161	0	H24.3.31現在の県借入金(元金)残高	
		債務免除益(県利息)	58	0	H24.3.31現在の県借入金(利息)残高	
		損失補償益(公庫)	91	0	H24.3.31現在の公庫借入金(元金)残高	
		計(A)	310	716		
	費用	森林資産評価額	310	310	H24.3.31現在の分収林資産額	
		事業費	0	374	獣害対策、保育、伐採等の経費	
		管理費	0	37	人件費及び事務費	
		分収交付金	0	69	土地所有者への分収金	
		公庫利息返済	0	33	日本政策金融公庫借入金利息の返済	
		計(B)	310	823		
	差引(C)【A-B】		0	△ 107		
	県損益	収益	木材販売	625	0	505万m3(12,400円/m3)
			造林補助金	64	0	間伐等保育事業に係る造林補助金(国費のみ)
			県営林事業費	8	0	県一般財源
公庫借入金			51	0	保育事業費補助残の90%	
計(D)			748	0		
費用		貸倒損失(県元金)	161	0	H24.3.31現在の県借入金(元金)残高	
		貸倒損失(県利息)	58	0	H24.3.31現在の県借入金(利息)残高	
		公庫への損失補償	91	0	H24.3.31現在の公庫借入金(元金)残高	
		公庫損失補償利息	29	0	日本政策金融公庫借入金利息の返済	
		事業費	374	0	獣害対策、保育、伐採等の経費	
		管理費	55	26	・県営林は人件費及び事務費 ・存続は県派遣職員の人件費	
		管理費(人件費)	2	0	契約変更事務に係る人件費	
		分収交付金	69		土地所有者への分収金	
		造林補助金	0	27	造林補助金の県費分	
		県営林事業費	8	0	県一般財源	
		公庫借入金返済	51	0	日本政策金融公庫借入金の返済	
		公庫借入金利息返済	17	0	日本政策金融公庫借入金利息の返済	
		計(E)	915	53		
		差引(F)【D-E】		△ 167	△ 53	
		合計(G)【C-F】		△ 167	△ 160	
連結見通し額		△167億円	△160億円	損益差7億円		

※林業公社がH24.8に作成した長期収支シミュレーションに基づく、H24~H88 契約期間までの65年間の試算額
「県営林に移行」は、林業公社と同等の事業内容を、県営林特別会計で実施すると仮定

別紙4 連結収支・損益試算の結果

	H24.3.31現在 県借入金残額 (元金+利息) (A)	連結収支試算額 (B)	連結損益試算額 (A+B)	平成88年での 県民負担試算額
県営林に移行 (公社廃止) (C)	△219億円	52億円	△167億円	△167億円
公社存続 (D)	△219億円	59億円	△160億円	△160億円
差額 (D-C)	0億円	7億円	7億円	7億円

【参考】連結試算により生じた差異の内容

単位: 億円

試算差額項目	県営林に移行 (公社廃止) (C)	公社存続 (D)	差額(C-D)
管理費(契約変更事務)	2	0	2
公庫損失補償利息(~H23)	29	0	29
公庫利息返済 (H24~)	17	33	△16
管理費(人件費)	55	37	18
管理費(県派遣職員)	0	26	△26
合計	103	96	7

別紙5 今後の長期収支予測に与える要因別の試算

要因項目	長期収支試算額		備 考	
	県営林移行 (公社廃止)	公社存続		
不 確 定 要 素	①第三セクター等 改革推進債の活用	24億円	-	公社の債務を引き継いだ場合の支払利息は29億円であるのに対し、三セク債を活用し10年間で償還する場合の支払利息は5億円となり、支払利息は軽減される。(平成25年度が期限) 一方、県は年間10億円弱の返済が必要になり、県の財政負担は大きくなる。
	②特別交付税措置	3億円	37億円	三セク債を活用した場合、利息に対して特別交付税措置される。 一方、公社存続の場合、県無利子貸付の利息相当額に対して特別交付税が措置される。 仮に平成24年度から平成43年度までの20年間、特別交付税が措置された場合、公社存続で37億円の県収入が見込める。 ただし、特別交付税措置がいつまで継続されるかは不透明である。
	③公庫借入金の金利の上昇	△13億円	△6億円	公庫資金の金利は固定金利であるため、平成24年以降に公庫から借入する資金の平均金利が1%上昇した場合を想定して試算した。 (県営林移行2.2%、公社存続1.6%) ※ 公社存続は無利子借入を含むため、平均金利が低い。
	④代物弁済に係る消費税	△2億円	-	公社は県に分収林事業を事業譲渡することから、対象資産を時価評価し県借入金債務を代物弁済するため、課税事業者である公社は消費税を支払う義務が発生する。 仮に分収林資産額(現在価値)を38億円(廃止県算定額を参考)とした場合、2億円の消費税を支払うこととなる。
更 なる 改 善 を 検 討 す る 事 項	⑤人件費の削減	-	14億円	公社プロパー職員の給与体系を見直し、低コスト経営への改革を図る。 プロパー職員の新規雇用を段階的に進め、県派遣職員を段階的に減らし、公社に係る県の人件費負担を縮減する。
	⑥不採算林の整理による経営規模の縮小	3億円	3億円	野生獣害被害等による木材資産の減少や立木生長が著しく悪い契約地等、清算しても契約者に分収金を支払うことが出来ないことが明らかな契約地を解除し、管理費、長期支払利息等の軽減を図る。
合 計	15億円	48億円		

V 長野県林業公社の今後の方向性と課題について

1 今後の方向付け

県民負担を軽減するとともに、森林の諸機能を維持し高めるために、徹底した経営改革を実施する前提で、林業公社を「存続」することが望ましい。

2 方向付けの理由

「IV長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理」を整理すると以下のとおり。

(県民負担の視点)

2-1 連結収支・損益による存続・廃止の差は、7億円存続が有利であるとの結果となった。

長期的な視点で見ると、差はわずかであり存続・廃止を判断できる決定的な要因ではないが、一連の試算には含めていない「IV 長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理」の別紙5「今後の長期収支予測に与える要因別の試算」に記載した「不確定要素」の②特別交付税措置や③公庫借入金の金利の上昇を仮定した試算等を考慮すると、公社を存続する方が有利である。

また、公社を存続し「更なる改善を検討する事項」の⑤人件費の削減、⑥不採算林の整理による経営規模の縮小（公社廃止の場合も同様）を図ることにより、更なる経営改革が可能となる。

(分収林の適正管理を継続するための組織体制のあり方の視点)

2-2 公社で管理してきている分収林は、公社を存続しても廃止しても、公社の契約相手である森林所有者に対して、最後まで責任を持って適正に管理していく必要がある。

分収林の適正管理を継続するための管理体制という観点からは、これまで数十年にわたって、継続して管理を担ってきた公社から県に引き継ぐより、契約者や事業体、分収林現地の状況等をきめ細やかに把握しているプロパー職員が存在する公社が引き続き経営を担う方が、森林の諸機能や森林資産の価値を高めることに、より効果的であり、契約者に対しても責任が果たせる。

2-3 公社を廃止して県営林として引き継ぐ場合、県営林担当者が担うこととなる森林管理面積が、現在の倍程度となることから、人員の確保が必要となるが、県の行政・財政改革における定員適正化の取組状況等から判断すると現実的であるとはいえない。

2-4 現状の木材価格で試算すると、平成88年までの県民負担（連結損益）が160億円に達する。この負担を少しでも縮減するために、県及び林業公社は、経営改革にあたって、強い覚悟を持って努力する必要がある。

3 公社存続の課題

3-1 経営改革

① 公社職員等の人件費の見直し

事業執行体制を維持しながら、プロパー職員の新規雇用を進め、段階的に県派遣職員をプロパー職員に切り替えるとともに公社プロパー職員の給与水準を業務内容が類似する民間ベースの給与体系に見直していくことが必要である。

また、役員についても、県派遣職員に限らずプロパーや民間からの登用等も含め幅広く検討する必要がある。

② 事業執行方法の見直し

公社単独の事業実施では、作業道等路網整備や収入間伐等の効率性の向上に限界があることから、属地的な森林経営計画を地域の事業体と連携して作成し、路網整備、施業の集約化を進め、合わせて木材販売の販路拡大を図る等、事業の低コスト化、木材の有利販売等、企業的感觉の事業運営を図ることが必要である。

③ 事業経費、管理費等の縮減努力

将来に渡って効率的な事業運営を心掛け、今後の縮減可能な経費や日常の事業・管理コスト等を常に意識して、縮減に取り組む時期を逸しないよう経営努力が必要である。

④ 新たな事業展開

プロパー職員の持つ現場指導能力等をフルに活用するため、将来的には森林の受託管理や森林の施業管理調査等の新たな事業への取組みも検討する必要がある。

森林整備の事業発注にあたっては、プロポーザル方式等の発注方法や周辺森林との団地化に伴う管理委託等の新たな方法も可能である。長野県の「信州F-POWERプロジェクト」に積極的に関わる（積極的な出材）ことにより、経営改善を図っていくことが必要である。

⑤ 「経営改善集中実施プラン」の見直しと進捗管理

「第2次経営改善集中実施プラン」の見直しを行い、プランに沿った改善がなされるよう、その進捗・取組状況を第三者の視点で評価・指導する体制を整える必要がある。

3-2 分収林管理対策

① 施業地カルテの作成

今回の検討を機に一層の経営改善を行っていく第一歩として、まずは現地をこれまで以上に精緻な調査を行い、分収林契約地ごとの清算予測、森林資産の評価等を明らかにした施業地カルテを新たに作成し、契約者と共有して、円滑な経営を進める必要がある。

② 森林GISの導入

加えて、徹底した低コスト経営を継続して行っていくため、森林GISを早急に導

入し、契約内容、事業実績・計画はもとより、上記①でカルテ化を行った施業地カルテの森林データの整備やGPSによる位置情報を職員同士が共有し、効率的な運営を行う必要がある。

③ 施業地カルテや森林データを活用した採算性の向上

施業地カルテの整備や森林GIS導入は森林管理のツールであり目的そのものではない。これらのツールを有効に活用し、契約地ごとの路網整備計画や搬出システムの分析、具体的な施業の計画を作成し、採算性を向上させるための経営方針を定め、その方針に沿って実行していくことが重要である。このため、県と連携しつつ、林業公社の早急に取り組むべき具体的な対応策を社員や契約者に示していくことが必要である。

④ 不採算林の合理的取扱い

施業地カルテにより、不採算林と評価された契約地については、契約者と協議の上清算または契約を解除して、公社の経営からは切り離し、経営面積の縮小と不採算林に係る有利子借入金の早期償還により、管理費、長期支払利息の軽減を図る必要がある。

⑤ 分収林契約地の清算等に伴う債務超過対策

分収林契約地の清算や不採算林の整理による森林資産の減少に伴い、債務超過になることが将来的に予想されることから、県の債権放棄の一部前倒しを検討する必要がある。

3-3 その他

① 国への要請

公社経営の改善に向けては、国に対しても特別交付税措置の継続・措置率引き上げや既往債務の償還期限の延長・利子負担の軽減等、他県とも連携して必要な措置を要望していく必要がある。

② 林業公社の位置付け

林業公社が、県民負担の軽減という目線に立って、不断の経営改善を行うべきことは言うまでもないが、林業経営は長期的な視点と継続的な森林管理が必要である。このため、県は公社存続の方向をきっちりと位置付け、分収方式の仕組みや林業公社に対する国の支援策などに大きな変化がない限り、将来に渡って位置付けた方向に沿って、プロパー職員が、契約地に対してはもちろんのこと、地域全体の森林管理に意欲的に取り組むことができるよう、公社の運営管理への指導・支援に努めるべきである。

③ 県全体としての林業再生

林業全体が厳しい状況の中で、長野県は、「信州F-POWERプロジェクト」として、大規模な木材利用を推進する取組を進めることとしており、林業公社の管理する森林からの出材を通じ、供給サイドとして積極的に関わるべきである。こうした取り組みにあたって、県と林業公社による森林管理体制を維持し、相互の連携を一層強化して、県全体としての林業再生が必要である。

VI 資料編

平成 24 年長野県外郭団体等検討委員会「林業公社の検討結果（中間報告）」

審議における論点	委員会としての審議概要(判断根拠と審議結果)
<p>今後の当該組織のあり方 (本委員会としての総括)</p>	<p>○そもそも、当該公社の存続意義を考えるには、その経営の是非ではなく、林業公社という組織が昭和 33年につくられた「分取林制度」に基づいて設置されたものであるという、全国的に共通の問題がある。分取林制度は、「造林を促進し、林業振興と森林の諸機能を維持する」ため、金融上の支援措置や木材収入を保証する林野庁の制度であるが、間伐が進まず林業経営が成り立たない今日においては、木材収入が得られるまで(＝現実的には得られることの無い収入の穴埋めとして)借入金に頼る状況を生んでいる問題の制度との指摘もある。しかし、その国の制度に裏付けされた組織の廃止には、巨額の予算や膨大な事務手続きが生じるため、「組織の目的が薄れても、廃止には難題が多い」ために廃止には躊躇するというのが、長野県政の置かれている状況である。</p> <p>○ただ、そうした国の制度上の問題を考えず、純粹に当該公社の経営の是非を見たところで、現時点で『経営改善集中実施プラン』を策定しているものの、新たな収益事業の計画や戦略、基本的な経営シミュレーション等の実現性が認められず、「収益が無くても交付税措置や借入金が入る」ことへの甘えが感じられる。また、今秋から長野県全体で『信州F・パワープロジェクト』が始動することであるが、それにより当該公社の増収に期待したとしても、債務が解消していくとは言えない。</p> <p>○このような多くの問題を背負う当該公社のあり方については、「存続」「廃止(＝県に移管)」「土地所有者への返還」の三つの選択肢がある。このうち、「土地所有者への返還」は、高齢化や後継者問題で実質的に森林の維持管理ができない所有者に返すことは現実的ではない。「廃止」は様々な課題を克服していけば、他県によっては廃止したケースもあるので実施は可能だろう。</p> <p>○次に、上記の三つの選択肢ごとのメリットとデメリットを整理した(別添、林務部作成)。「存続」か「廃止か」の判断は、県有林化することでどうなるのか、ある程度の財政的負担をしながら先送りするかの判断になると言える。「存続」の場合は、国からの交付税措置のメリットがある一方で、過去に借りた県からの借入金に5%複利の利息が発生し、当該公社の経営を圧迫する問題や県民負担が生じる問題に変わりはなく、目先の大変さから“先送り”するという話だろう。一方、「廃止」となれば103 億円のコストを掛けて、膨大な時間や人手をかけて事務手続きをしなければならず、その人件費等も高むことになる。特に、契約解除は土地所有者との間では「契約不履行」となり、同意を得ることは極めて困難とされる。</p> <p>○目先の経営コスト等を考えれば、消去法として「存続の方が無難な選択」であり、「解決できない国の制度の問題が根本にある」とすれば、最終的には政治的決断にならざるを得ないと考える。本委員会としては、①管理している森林が県土全体ではなく、面積でみると3%程度の森林、それも事業費が払えない森林所有者からの委託に限られていること、②実質的な現場作業は担っておらず、業務(技術)的な代替組織(＝森林組合)は存在すること、③日本政策金融公庫への債務の一括償還などは、県への移行が可能であること、④現時点で当該公社の経営改善プランによる収益性は確認できないこと、⑤今後も当該公社の存続の妥当性を問う議論は繰り返されるであろうこと――などの理由から、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリット&デメリット))を調査する新たな専門委員会を設置し、2013 年度末までに、実際に長野県の林業公社を廃止するとした場合の詳細な検討に入ることを勧めたい。</p>
<p>公社の役割／役割分担のあり方</p> <p>(1)社会・経済状況など政策的にみた公社の業務内容の妥当性</p> <p>(2)他組織との競争性の有無</p>	<p>○戦後の荒廃した森林を早期に復旧するため、国策として分取林制度が創設され、長野県でも昭和41年から森林の造成を当該公社が担ってきた。しかし、制度の形骸化や時代とのミスマッチ、収益の見込みがない事業への公的予算の継続的投入の是非などが全国的な問題として指摘されている。全国で見れば、林業公社の廃止に独自で踏み込んだ県もある。</p> <p>○長野県全体の民有林の森林面積からみると、当該公社の分取林契約森林は全体の3%にすぎない。契約の対象者は、高齢化や後継者不足等の問題で自らが森林作業を行うことが困難な所有者である。ただ、分取林契約森林を当該公社が管理するといっても、実質的には技術的な森林作業は森林組合に委託しており、当該公社は中間的な事務手続きを行う機関として位置づけられる。県内の大半の森林所有者は、地域の森林組合の組合員となって、組織的に森林の維持管理を事実している(県内の森林組合数は18 組合)。</p> <p>○当該公社によれば、造林事業により、水源のかん養・土砂災害の防止等の公益的機能の発揮、生産を目的とする地域の森林整備の模範というところである。</p> <p>○当該公社と同様の事業を行なっている組織としては、森林所有者から直接的に委託を受けて森林整備を行う森林組合が、県下に18組織存在し、さらに民間の林業事業体(会社等)もある。当該公社との相違は、分取林制度(分取林特別措置法)に基づいて、森林整備を行うことができることであり、そうした団体は長野県下に当該公社だけである。</p> <p>○また、分取林事業を直接県が行うことは可能である。既に、林業公社を廃止し、県営林に移行済みの県が4県、現在移行等を検討している県が4県存在する。</p>
<p>(3)他機関(機能)に移管した場合の効果と課題</p>	<p>○当該公社の事業は、分取林契約をした森林を直接的に森林組合や民間に移管することはできないが、県に移管することは可能である。分取林契約森林の管理は、県でも同様の適正管理ができ、同様の公益的機能の効果が得られるとされる。また、一旦、県に移管してから森林組合と契約し直すことも可能である。当該公社と分取林契約する所有者でも、地域ごとの森林組合の組合員にもなっており、「後から組織に加わるハンディ」といった人脈的な難しさは発生しないと考えられる。</p> <p>○ただし、県に移管する場合は、当該公社の県からの債務の処理が問題となるとともに、日本政策金融公庫からの借入金の返済など、損失補償に伴う新たな経費負担が発生する。現時点で廃止するとした場合は、103 億円の予算が必要となる。(三セク債の活用は可能)</p>
<p>経営上からみた再評価</p> <p>(4)経営資源量や配分の適切性</p> <p>(5)経常利益等からみた組織経営の適切性</p>	<p>○平成14 年から新たな分取林契約の締結は行われておらず、現行の契約森林の適正管理に努めている。</p> <p>○安価な外材の輸入や国内産木材価格の長期的低迷を受け、過去に新規契約において二度(昭和62年～平成10年、平成10年～平成14年)互に分取率の見直しを行うとともに、経営改善集中実施プランを策定した。平成20 年から過去に契約した分取率を見直し、変更契約をする取組みを実施している。その結果、伐採における木材販売代金が公社の取り分の増加(増収)につながっている。</p> <p>○過去に県から借入れた借入金には5%複利の利息が発生しており、経営を圧迫している原因にもなっている。</p> <p>○木材が販売できる段階においては、自ら市場を開拓していくマーケティング戦略が必要であるが、そうした専門性や経営努力が見られない。</p> <p>○長野県の重要プロジェクトとして、今秋から素材生産を2 倍にし、木材やバイオマス等を県内加工するという官民共同『信州F・パワープロジェクト』が始動する。将来、木質バイオマスエネルギーは、未利用材の利用拡大と将来的な木材価格の底上げにつながるものと期待できることから経営改善の要素になり得るだろうが、そうしたテーマに当該公社がどう取り組むかの経営シミュレーション等が現時点で存在していない。</p> <p>○「長野県森林づくり指針」(平成 23～32 年)との整合性を図る。</p>
<p>(6)その他の着眼点</p>	
<p>(7)包括外部監査人の指摘事項</p>	<p>○平成23 年度以降の県からの財政支出を試算した結果、貸付金残高214 億円のうち、名目価値で145 億円の回収が不能である。平成23 年度以降の県の貸付金支出と回収を現在価値で計算すると、19 億円の支出超過となる。当公社を早期に廃止した場合には財務的な負担の問題もあり、基本方針の事業手法について政策的な判断を含めて総合的に見直しを検討する必要がある。当公社を平成88 年度末まで存続させた場合とそれ以前に解散する場合のメリット・デメリットを検討した上で、改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。</p>

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成 25 年改訂版)

32 (社) 長野県林業公社	
改革方針	団体のあり方の検討 (引き続き経営改善の推進)
主な見直し・対応予定	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度中に、廃止した他県の事例を調査する新たな専門委員会を設置し、実際に廃止するとした場合の詳細な検討を実施 平成25年4月 公益社団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、高齢化や資金不足の状況にある森林所有者に代わって植林や育林を行い、伐採時に収益を分配しあう分収林事業を行っている。</p> <p>この分収林事業は、木材価格の低迷により林業経営が困難な今日においては、借入金を主な財源とするなど、極めて厳しい経営状況にある。</p> <p>現時点で「経営改善集中実施プラン」を策定し、収入間伐の実施、長伐期化の推進、分収率の見直しなどを実施しているが、いずれも計画が未達成であり、取組が十分とは言えず、赤字経営から脱却し収益性の高い事業組織に転換できる状況にはない。</p> <p>今後の選択としては、県からの貸付や日本政策金融公庫からの借入金を継続しながら「存続」するか、100億円を超えるコストや膨大な時間・人件費をかけてでも「廃止」するかの二者択一となる。</p> <p>目先のコストを考えれば、消去法として存続の方が無難な選択であるが、全国的には既に廃止またはその検討に踏み込んでいる例があることから、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリット・デメリット))を2013年度までに調査する専門委員会を設置し、当該公社を廃止するとした場合の詳細な検討を行う。</p> <p>当面は、当公社の公益社団法人への移行を進めつつ、引き続き経営改善に努める必要があるが、検討の結果、存続するとした場合には、これまでの取組を総括した上で、経営改善に係る新たな計画を策定し、コストの削減などに取り組むほか、毎年の長期収支予測を行う。</p> <p>また、林業公社の経営改善の課題を抱える他県とも連携して、分収林制度が抱える問題の抜本的な解決に向け、国に対して提言をしていく。</p> <p>一方、廃止するとした場合の検討に当たっては、分収林事業を県に移管することで、特別交付税が措置されなくなることや政策金融公庫からの借入金の一括返済が必要となることなども踏まえ、県民負担の視点から判断することとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> 債務の拡大防止 経営改善による財務状況の改善
改革実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> 廃止を決定した他県の事例の詳細な検討 分収林制度が抱える課題の抜本的解決 所有者との分収割合の変更 伐採後の森林整備

林業公社経営専門委員会設置要綱（平成 25 年 3 月 15 日制定）

（趣旨）

第 1 この要綱は、長野県林業公社（以下「公社」という。）の経営に関する検討を行うため、林業公社経営専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 公社を存続または廃止する場合のメリット、デメリットなど、今後の経営に関すること。
- (2) 他県の林業公社の存続または廃止の状況に関すること。

（構成）

第 3 委員会は委員 4 名以内で構成する。

2 委員は、公社の運営について学識や経験を有する者等により構成する。

（任期）

第 4 委員の任期は、平成 25 年度末までとする。

（委員長）

第 5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は会務を総理する。

（副委員長）

第 6 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員があたる。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第 7 会議は委員長が召集する。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第 8 委員会の庶務は、林務部森林づくり推進課において処理する。

（補則）

第 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

林業公社経営専門委員会 委員名簿

任期：委嘱の日から平成26年3月31日まで

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属 等	摘 要
いまい ひろし 今井 裕	中小企業診断士	平成24年 外郭団体等検討委員 会委員
委員長 うえき たつひと 植木 達人	信州大学農学部教授	
おがわ なおき 小川 直樹	小川直樹会計事務所 公認会計士	
副委員長 なかむら まさのぶ 中村 雅展	長野経済研究所 調査部長代理	

林業公社経営専門委員会のスケジュール（当初予定）

項目	第1回 (4月30日)	調査 (5～6月)	調査・第2回 (7月)	第3回 (8月)	第4回 (9月)	備考
論点の整理 a) 検討の進め方 b) 県林業公社の現状 ・現状と課題の把握 ・現地の調査	委員会の進め方、 外郭団体等検討委員会の経過・他県調査方法と日程等 県林業公社の現状・課題の把握	他県の現地調査 (結果整理)	公社有林現地調査 契約者、社員等から意見聴取 他県調査取りまとめ (結果整理・まとめ)	存廃メリット・デメリット、 将来見通し等分析・検討 (議論・報告案作成)	今後の方向性の検討 (議論・最終報告)	
他県の調査 a) 調査項目の整理 ・調査県の確認 ・項目の整理 b) 調査結果の整理 ・項目別の整理 ・県公社との比較、分析						
経営見通しと今後の方向性の検討 a) 経営の検討 ・メリット、デメリット整理 ・報告書のまとめ						

林業公社経営専門委員会の検討経過

1 第1回 林業公社経営専門委員会

- (1) 開催日時：平成25年4月30日（火） 13:30～16:30
- (2) 開催場所：長野県庁 西庁舎304号会議室
- (3) 内 容
 - ア 専門委員会の目的と進め方、スケジュールの決定
 - イ 長野県林業公社の概要説明
 - ウ 調査県と調査方法の決定
 - エ 検討に必要な調査項目の決定

2 他県の調査

- (1) 山梨県
調査日：平成25年5月23日（木）、調査者：委員全員
- (2) 岐阜県
調査日：平成25年5月24日（金）、調査者：委員全員
- (3) 秋田県
調査日：平成25年5月28日（火）、調査者：今井委員、小川委員
- (4) 青森県
調査日：平成25年5月29日（水）、調査者：今井委員、小川委員
- (5) 広島県
調査日：平成25年6月5日（水）、調査者：植木委員長、中村副委員長
- (6) 高知県
調査日：平成25年6月6日（木）、調査者：植木委員長、中村副委員長
- (7) 愛知県
調査日：平成25年6月7日（金）、調査者：植木委員長、中村副委員長

3 林業公社分収林等現地調査及び関係者聞き取り調査

- (1) 開催日時：平成25年7月31日（水） 10:30～17:00
- (2) 現地調査：上伊那郡飯島町日曾利、伊那市御射山
- (3) 意見聴取場所：伊那合同庁舎
- (4) 意見聴取相手：伊那市、上伊那森林組合、東山生産森林組合

4 第2回 林業公社経営専門委員会

- (1) 開催日時：平成25年8月1日（木） 9:00～10:30
- (2) 開催場所：伊那合同庁舎501号会議室
- (3) 内 容
 - ア 他県の調査のまとめについて
 - イ 長野県における存廃のメリット・デメリットについて
 - ウ 報告書の構成案について

VI 資料編

5 第3回 林業公社経営専門委員会

- (1) 開催日時：平成25年9月6日（金） 9:30～16:00
- (2) 開催場所：長野県庁 議員会館会議室
- (3) 内 容
 - ア 長野県林業公社の存廃のメリット・デメリットについて
 - イ 長野県林業公社の今後の方向性について

6 第4回 林業公社経営専門委員会

- (1) 開催日時：平成25年9月17日（火） 14:00～16:00
- (2) 開催場所：長野県庁 議会棟402号会議室
- (3) 内 容
 - ア 長野県林業公社の今後の方向性について
 - イ 長野県林業公社の今後の方向性に沿った課題について
 - ウ 報告書の構成について

7 第5回 林業公社経営専門委員会

- (1) 開催日時：平成25年10月29日（火） 15:00～16:30
- (2) 開催場所：長野市生涯学習センター第5学習室
- (3) 内 容
 - ア 報告書案について

長野県林業公社経営改善集中実施プランについて

1 目的

平成20年5月に策定した経営改善集中実施プランでは、平成24年度までの5年間に、収入間伐の推進、分収率の見直しの推進など、経営改善に向けた様々な取組みを実施し、一定の成果を得ることができました。

このプランは、5年ごとに内容を見直すこととしており、これまでの取組みの課題を明確にした上で「第2次」経営改善集中実施プランを策定し、引き続き経営改善を推進することとしました。

2 経営改善集中実施プランの概要

区 分	第1次プラン(H20~H24)			第2次プラン(H25~29)	残計画	
	計画	実績	達成率	計画		
利用間伐の推進	295 ha	226 ha	77%	700 ha		
分収率見直しの推進	33市町村	21市町村 15者 計	94件 18件 112件	64%	200件	719件
森林評価と野生鳥獣被害地など木材生産不適地対策の推進	252団地	305団地	121%	672 団地	なし	
長伐期化の推進	249件	206件	83%	121件	なし	

※必要がある場合には、計画の見直しを行う

3 経営改善集中実施プランの効果

第1次経営改善集中実施プランの長期収支予測による累積債務の総削減額 3,672百万円に対し

- ・ 第1次経営改善集中実施プラン実績効果 525百万円(14.3%)
- ・ 第2次経営改善集中実施プラン実施効果 累積 1,226百万円(33.4%)

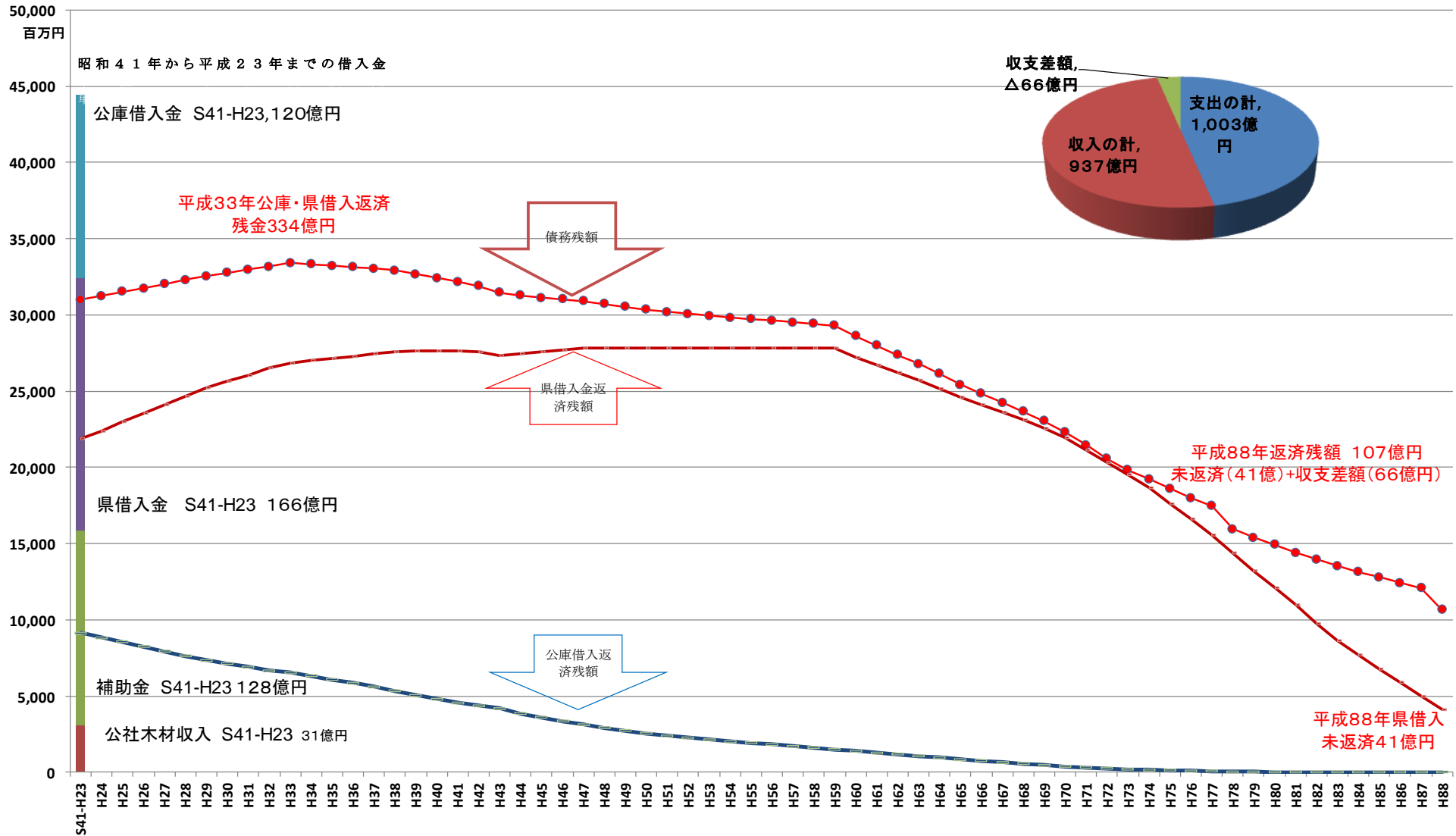
※軽減額の資産については、木材価格の変動に大きく影響されます。

4 課題と対応

課 題	対 応
(1) 間伐事業において、車道から離れた団地、小面積の団地では効率が悪く収益性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 属地森林経営計画、他団体との共同施業団地の設定などによる、ロット拡大・路網の共同使用による収益性の向上 ・ 地理情報システム構築の検討を行い、施業地の選択と集中的な施業を計画
(2) 所有者の権利関係が不明確化、複雑化しており、所有権の確認などに多大な労力と時間が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者の権利関係の適切な継続が大切であることの理解を得ながら進める ・ 分収率変更については、最終期限をH49年に設定する
(3) 獣害等被害甚大地域等不採算林の契約解除に伴う借入金の償還財源の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林被害等対策に資する補助事業を積極的に取り入れ、防除対策等の強化に努める ・ 借入金の償還への支援策等について、県と連携して国等への積極的な要望を行う
(4) 収入確保の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省の研究資金、森林の里親制度及び環境省のオフセット・クレジット制度など、これまでにない新たな視点での外部資金の導入を検討

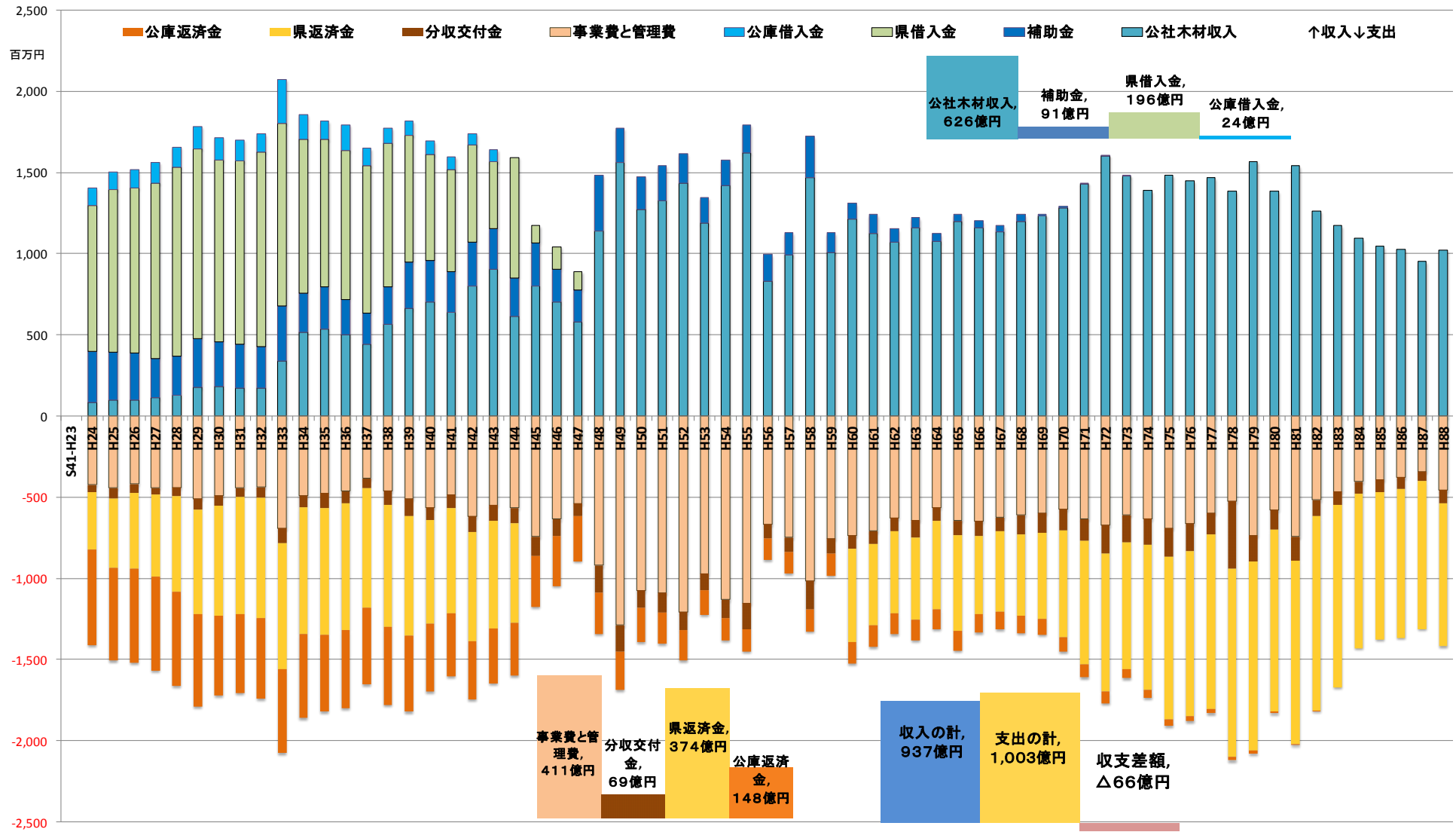
平成 24 年林業公社長期収支シミュレーション

1 公庫・県借入金の返済



VI 資料編

2 単年度の収入と支出



VI 資料編

全国の林業公社等の現況について

都道府県名	調査候補	1. 林業公社等名	2. 廃止済	3. 手続中止	4. 存続	5. 分収林経営面積 (除地を除く) (ha)			6. 長期借入金 残高 (百万円)	7. ha当り借入金 残額		8. 県有林等面積 (ha)				9. 廃止県の状況 (廃止決定年■) (廃止年▲)	10. 特記事項				
						分収 造林	分収 育林	計		元金+利息	順位	県有 林	県営 林	県行 造林	計		経営規模 大きい	廃止後 期間あり	改善計 情報なし	調査日 程なし	
岩手県		(社)岩手県林業公社	S39	○		24,104	0	24,104	62,200	258	26	5,500		55,439	60,939	■H16▲H19		○			
茨城県		(公財)茨城県農林振興公社	S44	○		297	—	297	250	84	37	428	329	991	1,748	▲H22	○	○			
神奈川県		(社)かながわ森林づくり公社	S43	○		3,293	31	3,324	26,999	812	1	6,275		2,715	8,990	■I9▲H22		○			
愛媛県		(財)愛媛県造林公社	S41	○		1,844	—	1,844	0	0	38	1,164		3,558	4,722	▲S56	○	○			
大分県		(社)大分県林業公社	S45	○		8,500	368	8,868	25,823	291	20	2,405	1,010	3,746	7,161	■I6▲H19		○		○	
青森県	○	(社)青い森農林振興公社	S45		○	10,215	—	10,215	36,485	357	9	538	3,718	1,880	6,136	■H22▲H25					
栃木県		(財)栃木県森林整備公社	S61		○	1,422	503	1,925	2,518	131	35	4,971		6,067	11,038	■H22▲H25		○			
群馬県	○	(社)群馬県林業公社	S41		○	5,082	25	5,107	16,649	326	16	3,961		113	4,074	■H22▲H25					
山梨県	○	(公財)山梨県林業公社	S40		○	7,659	94	7,753	27,228	351	12	158,246		12	158,258	■H23▲H29					
福井県	○	(社)ふくい農林水産支援センター	S41		○	14,864	—	14,864	50,265	338	13	455		1,992	2,447	■25					
愛知県	○	(一社)愛知県農林公社	S40		○	4,767	—	4,767	20,995	440	7	5,473		479	5,952	■H24▲H28					
京都府	○	(社)京都府森と緑の公社	S42		○	4,522	—	4,522	22,603	500	4			3,562	3,562	■25					
広島県	○	(一財)広島県農林振興センター	S40		○	14,785	47	14,832	46,343	312	17	1,556		4,180	5,736	■H24▲H29					
長野県		(社)長野県林業公社	S41		○	13,013	1,761	14,774	31,002	210	31	8,741	3,146	5,512	17,399						
秋田県	○	(公財)秋田県林業公社	S41		○	23,999	—	23,999	41,614	173	34	3,917		4,062	7,979						
新潟県		(公社)新潟県農林公社	S47		○	10,083	112	10,195	30,737	301	19	2,998		2,712	5,710				○		
岐阜県	○	(公社)岐阜県森林公社	S41		○	14,199	23	14,222	37,014	260	24	3,989	0	3,806	7,795						
		(公社)木曾三川水源造成公社	S43			10,028	—	10,028	27,702	276	22					0					
鳥取県	○	(公財)鳥取県造林公社	S41		○	14,563	—	14,563	30,879	212	29	1,022		3,069	4,091						
島根県	○	(公社)島根県林業公社	S40		○	21,982	0	21,982	52,834	240	27	1,697		564	2,261						
		(公社)隠岐島前森林復興公社	H8			438	—	438	0	0	38					0					
徳島県	○	(公社)徳島県林業公社	S41		○	6,884	125	7,009	18,092	258	25	3,543		2,354	5,897						
高知県	○	(一社)高知県森林整備公社	S36		○	14,909	—	14,909	27,868	187	32	2,175		6,785	8,960						
長崎県		(公社)長崎県林業公社	S36		○	11,043	232	11,275	30,420	270	23	736		4,864	5,600				○	○	
熊本県		(公社)熊本県林業公社	S35		○	8,110	436	8,546	30,176	353	11	7,295		3,675	10,970					○	
宮崎県		(一社)宮崎県林業公社	S42		○	10,208	69	10,277	37,992	370	8	6,845		9,339	16,184					○	
鹿児島県		(公社)鹿児島県森林整備公社	S42		○	10,646	749	11,395	31,664	278	21	3,882		2,179	6,061					○	
北海道		(一財)北海道森林整備公社	S60		○	—	84	84	0	0	13	608,460			608,460		○			○	
宮城県		(一社)宮城県林業公社	S41		○	9,224	59	9,283	16,671	180	11	5,190		7,603	12,793						
山形県		(公財)山形県林業公社	S42		○	15,409	242	15,651	37,239	238	9	370		2,718	3,088					○	
福島県		(社)福島県林業公社	S42		○	15,077	50	15,127	49,861	330	7	301		9,076	9,377						
埼玉県		(公社)埼玉県農林公社	S58		○	2,883	288	3,171	17,812	562	2	3,162		5,470	8,632				○		
東京都		(公財)東京都農林水産振興財団	S63		○	13	638	651	1,377	212	10	8,255		1,209	9,464		○			○	
富山県		(公社)富山県農林水産公社	S41		○	7,470	—	7,470	35,482	475	3	2,661		2,215	4,876					○	
石川県		(財)石川県林業公社	S41		○	13,731	7	13,738	46,133	336	6	6,075		1,513	7,588						
滋賀県		(一社)滋賀県造林公社	S40		○	19,384	47	19,431	18,763	97	12	451		4,445	4,896					○	
兵庫県		(公社)兵庫県みどり公社	S37		○	19,405	10	19,415	59,340	306	8	270		34	304					○	
奈良県		(公財)奈良県林業基金	S58		○	1,345	—	1,345	9,895	736	1	943		4,219	5,162		○				
和歌山県		(一社)わかやま森林と緑の公社	S43		○	3,333	28	3,361	14,966	445	4	179		4,475	4,654					○	
岡山県		(公社)わかやまの森整備公社	S40		○	24,207	—	24,207	0	0	13	2,399		2,931	5,330					○	
山口県		(公財)やまぐち農林振興公社	S41		○	12,801	—	12,801	45,613	356	5			3,150	3,150					○	
計	13	39都道府県41公社		5	8	26	11	415,741	6,028	421,769				876,528	8,203	182,713	1,067,444				

※ 分収林経営面積及び長期借入金残高は、平成24年3月31日現在の数値(森林整備法人全国協議会調べ、各公社HP)

※ 廃止済公社(岩手県、茨城県、神奈川県、愛媛県、大分県)については廃止時点の数値

※ 公社未設置: 千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県

VI 資料編

林業公社経営専門委員会現地調査候補府県

1 廃止方針決定府県

都道府県名	林業公社等名	廃止の理由	特記事項
青森県	(社)青い森農林振興公社	・林業採算性の悪化に伴い債務問題が顕在化し、経営改善を進めてきたが、国における抜本的対策が講じられないことや将来の公社債務の増加等から債務を整理し県が分収林を引き継ぐこととした。	・民事再生手続きにより負債を整理し、三セク債を活用した。 三セク債活用により、公庫利息を約43億円軽減できると試算。 ・公社分収林移管後は県民環境林として県が管理するため、経営検討委員会を設置し、「県民環境林の経営方針」を策定した。 県民負担の軽減策として、①分収割合の見直しの徹底、②路網整備による集材距離の短縮、③高性能林業機械の導入による低コスト化等により、平成68年度には27億円の増収効果が上がると試算。
群馬県	(社)群馬県林業公社	・21.6月林野庁「林業公社の経営対策等に関する検討会」の結果を受け、改革に取り組むとしていたが、H22県議会の考えは「県民負担がさらに増大することは明らかであり、県民負担が発生することは極めて重い」として「公社解散」となった。	・民事再生手続きにより負債を整理し、三セク債を活用した。 ・公社分収林は契約解除する。 ・解除できない分収林は林業労働力確保支援センターが引き継ぐ予定。
山梨県	(公財)山梨県林業公社	・公社が実施してきた、借入金を財源として森林整備を行い、収益を分収するという分収林の仕組みが成り立たなくなっている状況に加え、公社を存続していくためには多額の公費負担が必要であることを踏まえると、現在の仕組みを維持した状態で公社を存続することは適当でないと判断した。	・負債を整理し、全ての所有者から同意を得た上で、平成29年3月を目処に解散する。 ・三セク債は活用しない。 ・公社は公益財団法人に移行する。 ・分収林は県有林と一体的に管理する(出先4事務所にも県有林課あり)。 ・県有林面積158千ha(森林面積の1/2) ・関係市町村や森林組合等と県下4地区に改革推進協議会を設置してサポート体制を強化し、契約変更(分収林管理の県への移管、分収割合の見直し(6:4→8:2)、契約期間の延長)等の改革に取り組む。 ・公社の改革推進のため、県は専任職員を配置した。(本庁3名、出先4事務所×3名)
福井県	(公社)ふくい農林水産支援センター	福井県:H25.2.27議会定例会にて知事が正式に表明、2014年3月末を目処に公社を廃止し、県営化する方針とし、「これ以上の債務の累積を防ぎ、改革に着手して林業政策を新たな方向に転換していくことが、県民の将来負担を抑える最善の方法」とした。三セク債は使わず、国に線上償還や利率引き下げを求める考え。	廃止を決定してから間がないため、情報が少ない。
愛知県	(一社)愛知県農林公社	・木材価格はS55以降1/3以下まで下落、経営改善を図っても事業開始時に見込んだ収益は大幅に減少。 ・長期収支予測(H112:△191億円)から県財政に多大な影響を及ぼしかねないとして存続は困難と判断した。	・分収林1件当たり2.5haと零細で、個人にあっては分散しており、生産性が悪い。 ・市中銀行(UFJ)からの借入残額79億円で公庫より24億円多い。 ・平成7年に県借入金分を市中銀行に借り替えている。 ・民事再生法に基づき資産及び負債の整理を行なった。(債務確定まで6ヶ月) ・平成25年6月議会に議案提出予定である。(債権放棄、損失補償予算、三セク債申請) ・分収林は県が承継する。 ・分収率の見直しは行なわず、承継同意書により引き継ぐ。
京都府	(社)京都府森と緑の公社	京都府:H25.2.22議会本会議で226億円の負債を抱える森と緑の公社について、解散させる意向を表明した。「検討委員会を設置し、議論を重ねてきたが、債務問題を先延ばしできない状態で、公社を解散させる」と述べた。	廃止を決定してから間がないため、情報が少ない。
広島県	(一財)広島県農林振興センター	・H24.6月議会において、長期収支の試算を公表(H79:△372億円)、早期に経営改善を図るとしたが、局内の検討の結果、大幅な赤字が見込まれたことから存続は困難と判断した。	・民事再生法に基づき資産及び負債の整理を行う。 ・三セク債を活用する。 ・公社分収林は県営林に移行し、新たな法人に分収林事業を委託する。 ・分収率の見直し(7:3)は解散までに出るだけ行なう。(H29まで)

VI 資料編

2 存続県

都道府県名	林業公社等名	経営改善計画の概要	特記事項
秋田県	(公財)秋田県林業公社	第8次長期経営計画(H20～H95) ・長伐期施業の推進(80年に延長) ・分収率見直し(6.4⇒7.3) ・管理区分の設定 ・不採算林の整理 ・列状間伐の拡大等	・収入間伐を積極的に実施している。 H23実績 1,129ha、31,957m ³ 、8,850円/m ³ ・第三者により経営改善計画が検討されている。 ・分収率見直しの進捗は66%
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	経営改善計画書(H24～H28) ・国・公庫による支援策の積極的な活用 ・分収割合の見直し ・経営状況の実態把握と情報の開示 ・長期収支見込の算出及び公表 ・森林の生育状況に応じた森林整備区分の見直し	・平成22年7月に県は経営改善検討会を設置し、平成23年3月に「あり方に関する提言書」を作成した。 ・第三者により経営改善計画が検討されている。 ・岐阜県林業公社は、分収林経営面積と長期借入金残高が本県に比較的近い。
	(公社)木曾三川水源造成公社	・契約地ごとの森林の情報管理 ・計画的な木材生産に必要な体制の整備 ・低コスト生産に必要な基盤等の整備 ・C、D材を含めた生産拡大への取り組み	
鳥取県	(公財)鳥取県造林公社	鳥取県造林公社経営改革プラン(H25～H96) ・木材販売収入の拡大 ・造林補助金の積極的な活用 ・直送方式の推進 ・事業発注方式の改善 ・路網の整備 ・分収契約の見直し(契約期間80年、分収率8:2) ・雇用への貢献 ・組織体制の改革	・分収林経営面積と長期借入金残高が本県に極めて近い。 ・長期収支予測を公表していない。 ・H25.5.26全国植樹祭が開催される。
鳥根県	(公社)鳥根県林業公社	H20.11月鳥根県林業公社長期経営計画検討委員会報告 ・長伐期化に併せた効率採伐の拡大による伐採収入の確保 ・管理区分に基づく森林整備費の縮減 ・事務経費の縮減と今後の組織体制の検討 ・長伐期変更契約の推進による利息負担の軽減 ・基本財産の効果的な運用 ・不成績林等の処理 ・新公益法人への移行 ・県民理解の醸成	・第三者により経営改善計画が検討されている。
徳島県	(公社)徳島県林業公社	H23.12月「徳島県林業公社あり方検討委員会報告書」 経営改善計画(第2期)問題解決プラン(H24～H32) ・分収造林契約期間の見直し ・生産流通、販売対策(生産性の向上) ・造林事業コストの削減 ・経営コストの削減 ・公社有林化(分収林の買取)の実施(3,000ha) ・事業規模の拡大 ・分収林以外の新たな仕組みを拡大する。(7,000ha⇒16,000ha) ・取得方式(森林を買取り公社有林へ) ・受託管理方式(集約団地の管理・施業を受託) ・伐採・保育一体方式(伐採、植栽、保育を一体として契約) ・分収契約内容の見直し(7:3)	・徳島県「次世代林業プロジェクト」と「とくしま公有林化拡大戦略」の推進を受け、林業公社は県産材の安定供給と公有林化の両立を図る機関として再生するとし、分収林の公社有林化や収益性の高い森林を取得する等、経営規模を拡大するとしている。 ・先進的な取組を進めている。
高知県	(一社)高知県森林整備公社	H24.2月「高知県森林整備公社の経営改革プラン」 ・不採算林を中心とした分離・分割の推進 ・民間事業者への分収林管理委託の推進 ・分収割合の見直し ・プロパー職員の採用 ・有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策	・収入間伐を積極的に実施している。 H23実績 299ha、15,968m ³ 、11,229円/m ³ ・第三者により経営改善計画が検討されている。 ・平成21年11月に経営検討委員会を設置し、平成24年2月まで述べ16回委員会を開催、存廃を含めた方向性から改革プランの策定まで委員会が行なった。 ・経営改善に係る経費について県が補助する事業を創設した。 ・分収林経営面積と長期借入金残高が本県に比較的近い。

長野県の県営林について

長野県林務部

1 県営林の区分

県営林	県有林		県が所有し管理・経営をする森林で、事業費は県が全額負担する。
	県行造林	一般県行造林 (一般分収林)	県と土地所有者が分収契約を締結し、県が管理・経営をする森林で、事業費は県が全額負担する。
		特殊林県行造林 (特殊林分収林)	県と土地所有者、費用負担者（製紙会社）が分収契約を締結し、県が管理・経営をする森林で、県が行う事業は費用負担者が負担する。

※県行造林は昭和42年度をもって新規契約を終了している。

2 県営林の目的

(1) 県有林

県の所有に属する森林原野であって、地方林業の経営の模範を示し、もって林業の振興発展に寄与する。（県有林管理規則）

(2) 県行造林

県は、治山治水の促進を図るため、市町村又は市町村の一部との契約に基づき、公有林野に造林を行う。（昭和17～33年：公有林野県行造林規則）

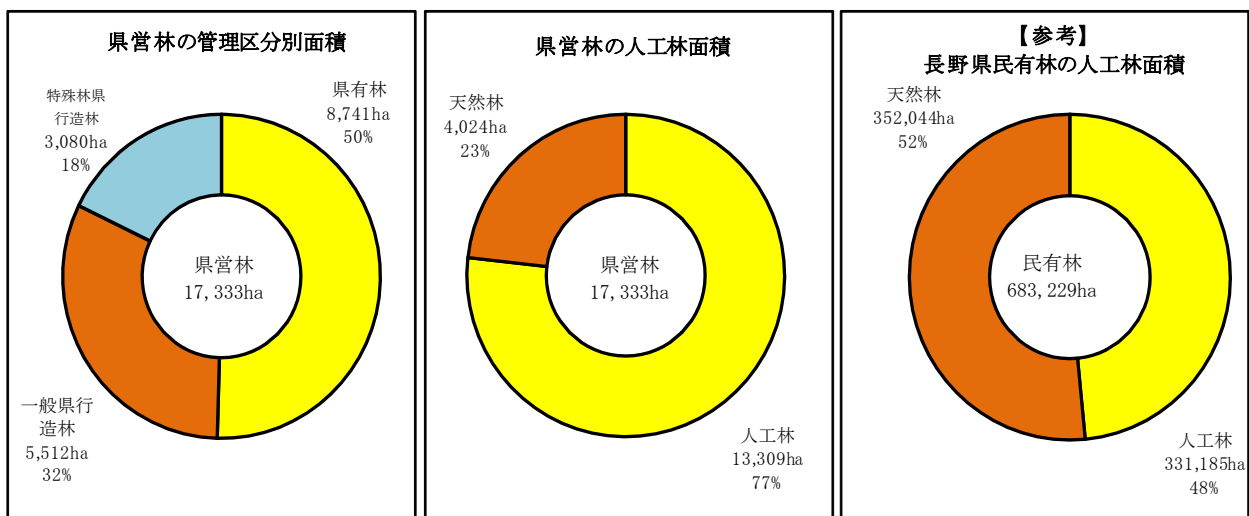
森林資源の造成、水資源の確保及び県の財産造成を図るため、造林木の収益を分収する条件をもって知事が市町村有林野等に造林を行う。（昭和33年～：長野県県行造林契約要綱）

3 県営林の現状

(1) 管理区分別面積

区 分	団地数	面積		蓄積	
		うち人工林	人工林率		
県有林	38	8,741ha	5,748ha	66%	1,162千m3
一般県行造林	113	5,512ha	4,742ha	86%	933千m3
特殊林県行造林	53	3,080ha	2,819ha	92%	535千m3
計	204	17,333ha	13,309ha	77%	2,630千m3

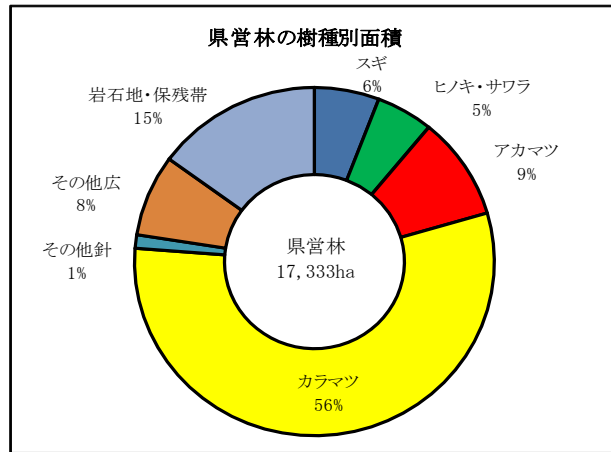
※長野県の民有林(683,229ha)の2.5%に相当



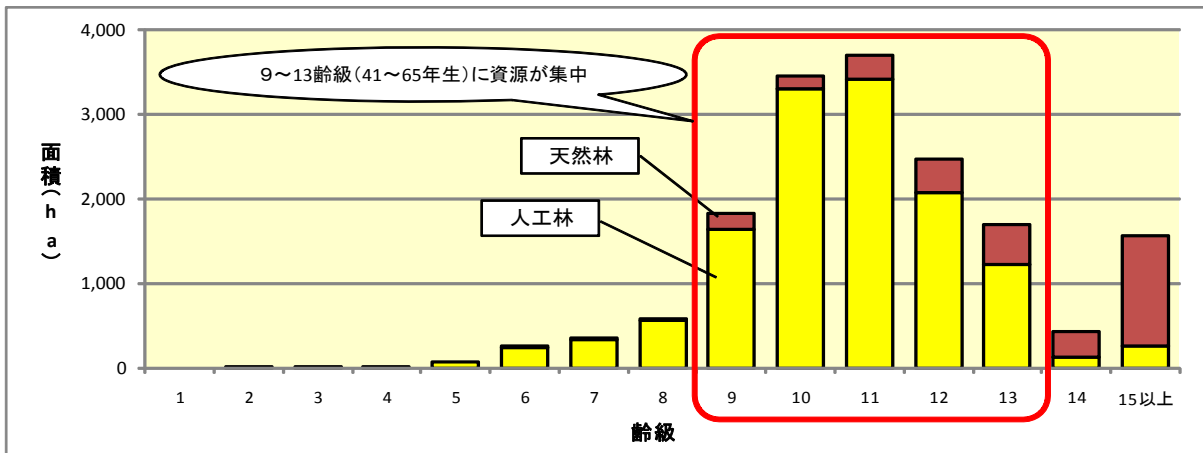
VI 資料編

(2) 樹種別面積

区分	面積
スギ	1,009ha
ヒノキ・サワラ	892ha
アカマツ	1,651ha
カラマツ	9,660ha
その他針	217ha
その他広	1,310ha
岩石地・保残帯	2,594ha
計	17,333ha



(3) 齢級構成



(4) 県行造林の契約状況

ア 分収率

区分	分収率																				
一般県行造林	県:土地所有者= 5:5(昭和17~33年度契約分) 6:4(昭和34~42年度契約分)																				
特殊林県行造林	県:土地所有者:費用負担者= 2:40:58 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>費用負担者</td> <td>王子製紙</td> <td>13 団地</td> <td>766 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北越紀州製紙</td> <td>22 団地</td> <td>1053 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本製紙</td> <td>11 団地</td> <td>502 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大興製紙</td> <td>4 団地</td> <td>129 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特種東海製紙</td> <td>3 団地</td> <td>630 ha</td> </tr> </table>	費用負担者	王子製紙	13 団地	766 ha		北越紀州製紙	22 団地	1053 ha		日本製紙	11 団地	502 ha		大興製紙	4 団地	129 ha		特種東海製紙	3 団地	630 ha
費用負担者	王子製紙	13 団地	766 ha																		
	北越紀州製紙	22 団地	1053 ha																		
	日本製紙	11 団地	502 ha																		
	大興製紙	4 団地	129 ha																		
	特種東海製紙	3 団地	630 ha																		

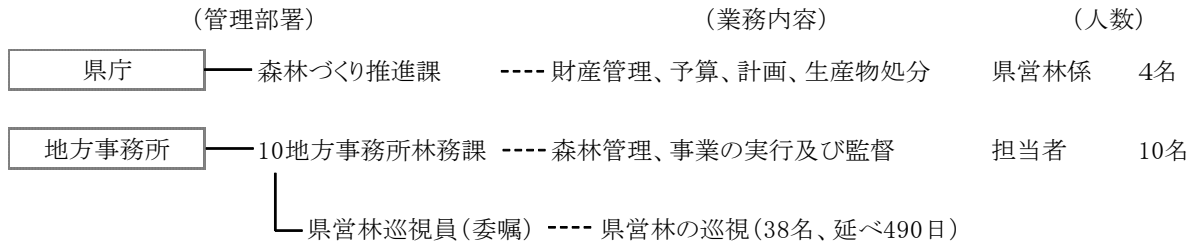
イ 土地の保有形態

区分	市町村有林	財産区有林	団体有林	区有林	社寺有林	共有林	計
一般県行造林	39 件 1,982 ha	31 件 1,819 ha	17 件 604 ha	19 件 821 ha	7 件 286 ha	件 ha	113 件 5,512 ha
特殊林県行造林	9 件 992 ha	5 件 295 ha	6 件 404 ha	9 件 461 ha	7 件 184 ha	17 件 744 ha	53 件 3,080 ha
計	48 件 2,974 ha	36 件 2,114 ha	23 件 1,008 ha	28 件 1,282 ha	14 件 469 ha	17 件 744 ha	166 件 8,592 ha

(5) 県営林の課題

- ・ 資源構成が9～13齢級（41～65年生）に偏っているため、伐採時期が集中してしまう。
- ・ 県行造林について、獣害や成長不良によって伐採による収益が見込めない団地が生じる可能性があるとともに、伐採収益が十分でない場合は、伐採後の確実な更新への対策が必要である。
- ・ 共有林との県行造林契約地については、相続によって権利関係が複雑化し、契約者の特定に多大な労力を要する。

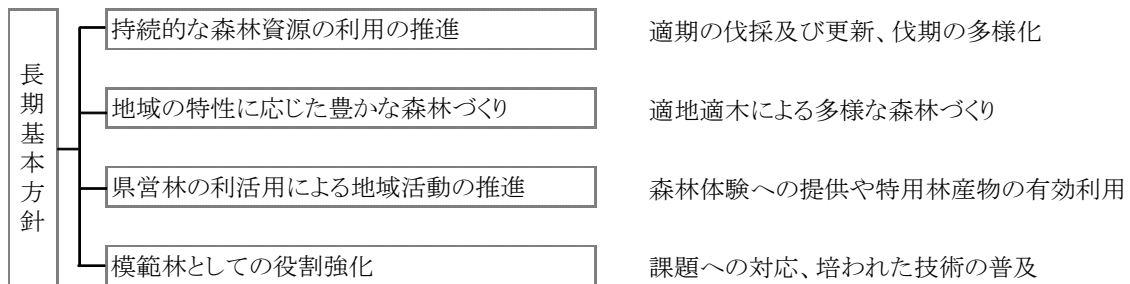
4 県営林の管理体制



5 県営林の計画

県営林では、長期的な方針を定める『管理経営基本計画』に基づき、当面5か年の実行計画である『管理経営計画』を策定し、管理・経営を行っている。

(1) 管理経営基本計画



(2) 第9次管理経営計画 (H24～28)

- 保育間伐中心の森林整備から搬出間伐中心の施業への移行
- 伐期を迎えた森林の伐採及び更新方法の検討

間伐計画

区分	H24	H25	H26	H27	H28	計
間伐面積	400	400	400	400	400	2,000
うち搬出	131	151	152	156	175	765

単位：ha

生産物処分計画

区分	H24	H25	H26	H27	H28	計
主伐	0	422	681	667	2,115	3,885
間伐	12,477	12,699	13,899	13,867	14,438	67,380
計	12,477	12,699	13,899	13,867	14,438	67,380

単位：m³

- 効果的な路網の整備

路網整備計画

区分	H24	H25	H26	H27	H28	計
路網整備延長	10,218	13,000	11,500	7,500	7,500	49,718

単位：m

※森林作業道を含む

VI 資料編

- 災害に強い森林づくりの推進
- 森林を利用した地域活動へのフィールドの提供
- 災害時の原木供給等、緊急時のセーフティネットとしての役割の強化
- J-VER等の新たな活動の普及

6 平成25年度県営林予算

(1) 歳出

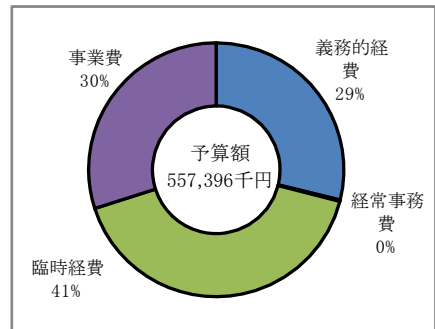
単位：千円

区分	事業名	予算額
給与	給与費	35,145
管理費	境界等管理事業	4,916
	保護巡視事業	3,381
	その他	325
	小計	8,622
経営計画費	現地調査事業	1,149
基金積立金	経営基金積立金	17
生産物処分費	生産物処分事業	6,225
	オフセット・クレジット創出事業	1,000
	小計	7,225
造林費	県有林造林事業	189,575
	一般分収林造林事業	73,043
	特殊林分収林造林事業	21,431
	小計	284,049
林道施設費	作業道等開設事業	221,189
計		557,396

(2) 経費区分別内訳

単位：千円

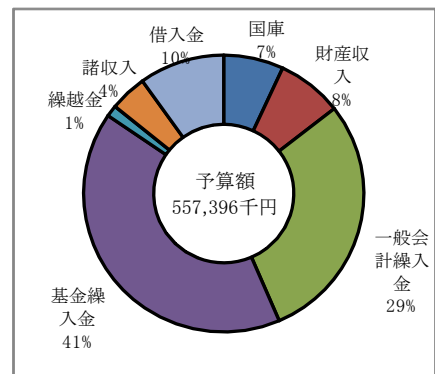
区分	事業名	予算額
義務的経費	給与費	35,145
	巡視事業	3,381
	負担金	82
	償還金	122,195
	小計	160,803
経常事務費	経常的に必要な事務経費	1,056
臨時的経費	路網整備	228,530
事業費	事業実施に必要な経費	167,007
合計		557,396



(3) 歳入

単位：千円

区分	事業名	予算額
国庫補助	造林補助金	38,564
財産収入	基金利子	17
	立木等売払い収入	41,843
	副産物売払い収入	250
	小計	42,110
一般会計繰入金	一般会計繰入金	161,935
	基金繰入金	228,530
	小計	390,465
繰越金	繰越金	7,356
諸収入	土地使用料等	21,901
	オフセット・クレジット販売収入	2,000
	小計	23,901
借入金	県営林造林資金	55,000
合計		557,396



VI 資料編

(4) 財源充当の基本的な考え方

義務的経費	臨時的経費	事業費			経常事務費
		国庫補助対象	その他		
一般会計繰入金	基金繰入金	国庫補助	借入金	繰入金	独自財源 (財産収入等)

(5) 公有林造林資金借入状況

平成24年度末借入残高	借入条件
2,987,659,544 円	利率0.6%~5%、30年償還(20年間元金据え置き)又は5年償還

※借入残高については、平成13年度をピークに漸減傾向で推移している。

7 県営林の特徴的な取組

(1) オフセット・クレジット (J-VER) への対応

県有林の整備(間伐)によって吸収される二酸化炭素量について、環境省のオフセット・クレジット(J-VER)制度の認証によって、企業等に販売可能なクレジットを取得し、販売収益を森林整備に活用する取組を展開している。(県内初)

認証状況	プロジェクト名	小海県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト				
	県有林名	小海県有林(南佐久郡小海町)				
	うち認証対象	65.9ha(H19~23に間伐を実施した箇所)				
	認証年月日	平成24年1月17日 プロジェクト認証				
クレジット 発行量	1次分	583 t-CO2	H24.3.26 認証			
	2次分	384 t-CO2	H25.1.23 認証			
	計	967 t-CO2				
クレジット 販売状況	販売単価	15,750 円/t-CO2				
	販売単位	1 t-CO2単位で販売				
	販売状況	平成24年度	22社	583t-CO2	販売収益	9,182,250円
		平成25年度	6社	77t-CO2	販売収益	1,212,750円
		(H25.7.1現在)				



【小海県有林】



【J-VER契約調印式】

(2) 震災復興支援のための伐採及び人工林更新技術の研究

栄村の震災復興支援を図るため、県有林を伐採し、復興資材となる針葉樹合板の原木として供給するとともに、伐採跡地では、人工林の確実かつ低コストの更新に向けた試験研究を実施している。

震災復興支援用伐採

県有林名	大岡県有林(カラマツ59年生)	
伐採量	伐採量3.147ha、搬出材積663m3	
契約内容	相手先	北信木材生産センター協同組合
	納入先	林ベニヤ産業(株) [石川県七尾市]
	収入額	682,500円



更新試験の状況

区分	更新方法(試験研究の内容)
カラマツ人工更新	普通苗2,300本/ha植栽
	普通苗1,500本/ha植栽(疎植)
	大苗 1,500本/ha植栽(疎植)
	ポット苗(コンテナ苗) 1,500本/ha植栽(疎植)
カラマツ天然更新	通常状態での天然更新
	地表掻き起こしを行った状態での天然更新
	播種を行った状態での更新



VI 資料編

林業公社経営専門委員会他県調査まとめ

調査県名	調査公社名	設立年	廃止決定年	廃止年月	廃止又は存続の理由	民有林 立木地面積 (千ha)			分収林内訳				
						人工林	天然林	計	経営面積 (ha)			契約団地数 (団地)	契約者数 (人)
									分収造林	分収育林	計		
廃止県	青森県 公(社)青い森農林振興	S45	H22	H25.4	○平成22年10月に外部有識者からなる「社団法人青い森農林振興公社経営専門委員会」から、公社経営の抜本的な改革についての提言が報告される。 ○報告書を受け県は、林業の採算性の悪化に伴い債務問題が顕在化し、経営改善を進めてきたが、国における抜本的対策が講じられないことや将来の公社債務の増加等から債務を整理し県が分収林を引き継ぐこととした。	137	99	237	10,215	0	10,215	1,308	1,034
	山梨県 社(公財)山梨県林業公	S40	H23	H29.3	○第三セクター等の改革ガイドライン、公益法人制度改革関連法が示されたことを受け、将来負担の抑制を行なう必要があることから平成21年3月に外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会において、公社の存廃を含めた改革案の検討を行った。 ○借入金と財源として森林整備を行い、収益を分収するとい分収林の仕組みが成り立たなくなっている状況に加え、公社を存続していくためには多額の公費負担が必要であることを踏まえると、現在の仕組みを維持した状態で公社を存続することは適当でないとして判断し、廃止を決定した。	153	194	347	7,655	56	7,711	3,377	4,920
	愛知県 社(社)愛知県農林公社	S40	H24	H28.3	○愛知県では、「行革大綱に係る重点改革プログラム」及び「愛知県出資法人等改革プラン」を策定し、その中で「H24年度に長期収支を作成し、その結果を踏まえて公社の存廃を含めたあり方及び残債務の一括処理策について抜本的な改革を検討する。」としていた。 ○24年度に実施した長期収支見込みにおいて、事業の最終年度であるH112年度に現在の債務高の大半が残る見込みとされたことから、抜本的な改革として法的整理による債務整理に踏み切った。 ○材価の下落や今後予想される金利の上昇を勘案すると、今後の見通しについては楽観できず、県財政への負担を先送りするべきではないという考え。	132	71	202	4,767	0	4,767	1,948	2,810
	広島県 セ(財)広島県農林振興	S40	H24	未定	○H24.6月議会において、長期収支の試算を公表(H79:△372億円)、早期に経営改善を図るとしたが、検討の結果、大幅な赤字が見込まれたことから現行の事業スキームでの存続は困難と判断した。 ○そこで、公庫借入利息を圧縮し、今後の県民負担の最小化を図るため、民事再生法に基づく負債の整理を行ない、分収造林事業については、公益的機能を継続的に発揮させるため、県営林化を行うこととした。	174	377	551	14,785	47	14,832	483	2,136
長野県 公(社)長野県林業公社	S41	-	-			335	340	675	13,013	1,761	14,774	1,193	3,747
存続県	秋田県 公(公財)秋田県林業公社	S41	-	-	平成18年度に、95年度までの長期経営取の見込みがマイナス461億円となったことを受け、18,19年度に今後の方向性を検討。次の理由から公社を継続している。 ①継続では、長伐期施策や分収割合の変更等による経営改善の取組と、国の支援策の活用や県貸付金の無利子化により、長期収支はプラスに転向する。 ②解散では、県債権放棄、公庫借入金償還、関係者との合意・地上権抹消事務など膨大な事務処理が発生。 ③県営林化では、県債権消滅、契約変更、財産管理、既存県営林との一体化、分収割合の変更等膨大な事務処理が発生する。公社林約28千ha(特別会計)に対し、県営林約8千ha(普通会計)とミスマッチ。 ④公社造林地の民有林に占める割合が大きい(約1割)ことから、業界に与える影響を考慮している。 ⑤県無利子貸付により特別交付税が年1.6億円交付されるが、県営林化して三セク債利用での効果は年2千万円(10年間)程度であり、メリットが少ない。	258	187	445	22,044	0	22,044	1,898	9,514
	岐阜県 社(公財)岐阜県森林公	S41	-	-	岐阜県森林整備法人経営改善検討会の提言の中で、「公社は、国、県の支援策を有効に活用しながら、公社が今後も引き続き分収契約地を管理していくことが最も効果的である」と判断されたが、同時に、「厳しい経営環境の中、公社を存続させるためには、より一層の経営改善を行っていくことが必要である」と提言された。	318	343	660	14,347	23	14,370	1,215	3,403
	高知県 社(社)高知県森林整備公	S36	-	-	①現状維持、②民間企業との共同経営、③改革の上、存続、④民間への経営委託、⑤民間への事業譲渡、⑥廃止(事業廃止)、⑦廃止(県営林化)について検討した結果、①は選択肢として考えられない、②、④、⑤は今後公社にかかる経費は必要ないが、受け皿となる民間企業が存在するかどうか、土地所有者との契約変更に係る事務量がデメリットとなること、⑥は今後公社に係る経費は必要ないが、契約解除に係る事務量と過去の投下経費が回収不能となるデメリットとなること、⑦は公社が実施する以上の経費発生の可能性と契約変更に係る事務量がデメリットとなること、以上のことから、改革をしながら公社を存続させることが県民負担の観点から得策であると結論付けた。	299	172	471	14,909	0	14,909	1,009	2,924

※廃止県は最終数値又は廃止決定時の数値、存続県は平成24年3月31日現在の数値

VI 資料編

調査県名	調査公社名	長期借入金等残額(百万円)											長期収支見込額			公社最終資産評価額		三セク債(百万円)		県債権放棄予定額(百万円)	分収林移行手続きに係る職員数(人)			県営林事業						
		長期借入金残額					未払利息			債務合計	h a 当り債務額(万円)	試算年度	最終年度	試算額(百万円)	分収林資産(百万円)	現預金(百万円)	予定発行額(百万円)	予定利息額(百万円)	県職員		公社職員	その他	移行手続き期間	県営林面積(ha)		職員数(人)				
		公庫	県	市町村	市中銀行	その他	計	公庫	県															計	移行前	移行後(予定)	移行前	移行後(予定)		
廃止県	青森県	(公社)青い森農林振興	13,032	16,191	0	0	0	29,223	244	7,262	7,506	36,729	360	H22	H68	△ 31,300	686	419	13,000	386	22,747	4	5	0	H23.4 ~ H25.3 2年	6,136	16,351	2	3	
	山梨県	(公社)山梨農林業公	5,656	15,211	0	1,778	0	22,645	0	4,257	4,257	26,902	349	H22	H67	△ 20,810	605	534	-	-	18,300	15	1.8	1.5	H24.4 ~ H29.3 5年	158,258	165,969	52	52	
	愛知県	(社)愛知県農林公社	5,489	5,672	0	7,935	0	19,096	0	2,046	2,046	21,142	444	H24	H112	△ 19,100	574	57	13,904	未定	7,452	3	1	1	H24.6 ~ H28.3 4年	5,952	10,719	7.5	未定	
	広島県	(セ)ンター(財)広島農林振興	12,850	23,289	0	0	0	36,139	0	10,567	10,567	46,706	315	H23	H79	△ 37,223	799	553	未定	未定	未定	2	4	0	H24.2 ~ 未定	5,736	20,568	1	未定	
長野県	(公社)長野農林業公社	9,143	16,019	0	0	0	25,162	0	5,840	5,840	31,002	210	H24	H68	△ 10,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,399	-	12	-	
存続県	秋田県	(公社)秋田農林業公社	12,169	23,161	0	0	0	35,330	107	6,384	6,491	41,821	190	H19	H95	6,940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,308	-	9	-
	岐阜県	(公社)岐阜農林公	8,454	15,563	0	8,554	0	32,571	0	5,489	5,489	38,060	265	H21	H109	508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,795	-	1	-
	高知県	(社)高知県農林整備公	7,012	20,349	59	443	5	27,868	0	0	0	27,868	187	H24	H91	△ 15,152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,960	-	4	-

VI 資料編

平成24年度林業公社長期収支シミュレーションについて (条件変更3パターン)

単位:百万円

試算パターン	昭和41～平成88年の長期収支																		備考
	収入の部						支出の部										累積債務	Δ債務との差額	
	補助金	公庫借入金	県借入金	自己資金	木材販売	収入計	事業費	一般管理費			公庫借入金償還		県借入金償還		分収交付金	支出計			
								人件費	事務費	計	償還金	利息	元金	利息					
A. 平成24年度試算	21,856	14,435	36,255	7,470	58,134	138,150	63,392	6,108	2,218	8,326	14,435	12,196	32,177	7,250	6,954	144,730	△ 10,658	—	木材価格11512円/m ³ 賃金 13,200円
B. 木材価格10%増加	21,856	14,435	35,507	6,098	63,956	141,852	63,392	6,108	2,218	8,326	14,435	12,196	31,912	7,250	8,370	145,881	△ 7,624	3,034	木材価格12665円/m ³ 賃金13,200円
C. 木材価格10%減少	21,410	13,642	37,720	8,353	48,370	129,495	59,517	6,108	2,218	8,326	13,642	11,791	32,940	7,250	5,571	139,037	△ 14,322	△ 3,664	木材価格9578円/m ³ 賃金13,200円
D. 分収率見直し	21,856	14,435	36,471	8,111	58,134	139,007	63,392	6,108	2,218	8,326	14,435	12,196	32,289	7,250	8,228	146,116	△ 11,291	△ 633	木材価格11512円/m ³ 賃金13,200円

以下、試算条件の変更内容及び試算結果

B 木材価格を10%増加した試算結果

試算条件
(3)木材生産区分
○樹種別木材生産区分面積 単位:ha

契約面積	経営面積	除地	樹種	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	対象面積
17,805	14,774	783	スギ	866	1,008	344	2,218
			ヒノキ	1,837	2,344	1,501	5,682
			アカマツ	540	693	201	1,434
			カラマツ	2,231	1,371	632	4,234
			計				13,569

(6)木材価格等 【平成24年度長期収支予測価格に10%増加】

区分/樹種	単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
径12cm～	円/m ³	8,800	10,900	4,300	10,700
径18cm～	円/m ³	11,200	22,100	—	—
径24cm～	円/m ³	13,300	23,000	10,500	14,100

試算結果
償還に充てる木材収入が約40億円不足し、県償還金の残36億円と合わせ、約76億円の債務が残ることとなった。
木材価格が10%増加することで、平成24年度の長期収支予測の債務残額が107億円から、31億円が軽減される。

C 木材価格を10%減少した試算結果

試算条件
(3)木材生産区分
○樹種別木材生産区分面積 単位:ha

契約面積	経営面積	除地	樹種	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	対象面積
17,805	14,774	783	スギ	866	1,008	0	1,874
			ヒノキ	1,837	2,344	1,501	5,682
			アカマツ	540	693	0	1,233
			カラマツ	2,231	1,371	0	3,602
			計				12,391

※ 木材価格の減少により、区分Ⅲのスギ、アカマツ、カラマツ契約地は赤字収支となることから、対象面積1,178haを除く

(6)木材価格等 【平成24年度長期収支予測価格10%減少】

区分/樹種	単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
径12cm～	円/m ³	7,200	8,900	3,500	8,700
径18cm～	円/m ³	9,200	18,100	—	—
径24cm～	円/m ³	10,900	18,800	8,600	11,500

試算結果
償還に充てる木材収入が約95億円不足し、県償還金の残48億円と合わせ、約143億円の債務が残ることとなった。
木材価格が10%ダウンすることで、平成24年度の長期収支予測の債務残額が107億円から、36億円増加する。

D 個人有林と共有の分収率を現行とした試算結果

試算条件
(3)木材生産区分
○樹種別木材生産区分面積 単位:ha

契約面積	経営面積	除地	樹種	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	対象面積
17,805	14,774	783	スギ	498	728	52	1,278
			ヒノキ	850	928	393	2,171
			アカマツ	506	603	146	1,255
			カラマツ	2,134	1,288	532	3,954
			計				8,658

※ 個人有林・共有林は現行の分収率の対象で試算。面積4,911ha
現行の分収率は平均で公社6:森林所有者4

試算結果
償還に充てる木材収入が約71億円不足し、県償還金の残42億円と合わせ、約113億円の債務が残ることとなった。
分収率の見直しが進まない状況を仮定し、個人有林・共有林の分収率を現行のまま試算した場合、平成24年度の長期収支予測の債務残額が107億円から、6億円増加する。

VI 資料編

平成24年度林業公社長期収支シミュレーションについて (基礎データ)

1 基本事項

この収支予測は、分収林契約面積17,805haのうち、事業(植栽、森林整備)を実施した経営面積14,774haについて、平成23年度までの実績及び平成24年度から事業が完了する88年度までの65年間の事業計画に基づき、木材収入により公庫及び県借入金返済を試算をした。

2 試算条件

(1)面積

経営面積14,774haから、岩石地、崩壊地等の除地783ha、木材価格が低いトウヒ、広葉樹等422haを除いた13,569haを対象面積とした。

計算に当たっては、災害、病虫獣害、生育不良等による減少分を見込み、面積を2割減とした。

(2)対象樹種

一般的に利用され、一定以上の木材価格が見込めるスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを対象とした。

(3)木材生産区分

公道、林道等からの距離により、木材生産経費が大きく異なるため、距離に応じ3段階に区分した。

公道等からの距離…区分Ⅰ:200m以内、区分Ⅱ:200m超～500m以内、区分Ⅲ:500m超

○樹種別木材生産区分面積

単位:ha

契約面積	経営面積	除地	樹種	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	対象面積
17,805	14,774	783	スギ	866	1,008	344	2,218
			ヒノキ	1,837	2,344	1,501	5,683
			アカマツ	540	693	201	1,434
			カラマツ	2,231	1,371	632	4,234
			計				

(4)補助金及び借入金の充当

補助金…森林整備は7割補助、つる切は非補助とした。

事業費…補助残の9割を公庫資金、1割を県借入金とした

管理費…全額を県借入金とした

(5)返済条件

公庫資金…期間40年、利率 補助1.16%、非補助1.57%、据置期間25年、元利均等15年償還

最終償還 平成82年

県 資 金 …期間50年、無利子(据置期間50年、一括償還)、最終償還 平成98年

平成89年以降償還分は、償還残とした。

(6)木材価格等

木材価格は、「長野県の木材市況」の小丸太、中丸太の平成23年1月～12月の平均価格を使用した。

労務単価は、平成23年度普通作業員単価 13,200円/人・日を用いた。

区分/樹種	単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
径12cm～	円/m3	8,000	9,900	3,900	9,700
径18cm～	円/m3	10,200	20,100	—	—
径24cm～	円/m3	12,100	20,900	9,500	12,800

平成23年長野県木材市況による(長野県林務部資料)

3 事業条件

(1)木材生産区分Ⅰ

区分/樹種		単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
間伐Ⅰ(保育間伐)	林齢		25年	25年	25年	25年
	事業単価	円/ha	179,900	220,300	220,300	144,600
間伐Ⅱ(収入間伐)	林齢		35年	35年	—	35年
	事業単価	円/ha	168,000	560,000	—	56,000
	伐採材積	m3/ha	30	100	—	10
	素材生産量	m3/ha	22	67	—	7
間伐Ⅲ(収入間伐)	林齢		50年	50年	40年	50年
	事業単価	円/ha	392,000	280,000	74,000	280,000
	伐採材積	m3/ha	70	50	10	50
	素材生産量	m3/ha	57	37	7	37
間伐Ⅳ(収入間伐)	林齢		60年	65年	60年	60年
	事業単価	円/ha	470,000	211,500	100,000	198,000
	伐採材積	m3/ha	100	45	20	45
	素材生産量	m3/ha	82	33	15	35
皆伐	林齢		70年	80年	70年	70年
	事業単価	円/ha	2,397,000	1,974,000	2,100,000	1,496,000
	伐採材積	m3/ha	510	420	420	340
	素材生産量	m3/ha	417	339	339	275

(2)木材生産区分Ⅱ

区分/樹種		単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
間伐Ⅰ(保育間伐)	林齢		25年	25年	25年	25年
	事業単価	円/ha	179,900	220,300	220,300	144,600
間伐Ⅱ(収入間伐)	林齢		35年	35年	—	35年
	事業単価	円/ha	240,000	800,000	—	80,000
	伐採材積	m3/ha	30	100	—	10
	素材生産量	m3/ha	22	67	—	7
間伐Ⅲ(収入間伐)	林齢		50年	50年	40年	50年
	事業単価	円/ha	560,000	400,000	106,000	400,000
	伐採材積	m3/ha	70	50	10	50
	素材生産量	m3/ha	57	37	7	37
間伐Ⅳ(収入間伐)	林齢		60年	65年	60年	60年
	事業単価	円/ha	804,000	402,000	177,500	378,000
	伐採材積	m3/ha	120	60	25	60
	素材生産量	m3/ha	98	44	18	47
皆伐	林齢		70年	80年	70年	70年
	事業単価	円/ha	3,037,300	2,462,000	2,609,300	1,836,000
	伐採材積	m3/ha	453	368	368	291
	素材生産量	m3/ha	370	297	297	235

(3)木材生産区分Ⅲ

区分/樹種		単位	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
間伐Ⅰ(保育間伐)	林齢		25年	25年	25年	25年
	事業単価	円/ha	179,900	220,300	220,300	144,600
間伐Ⅱ(収入間伐)	林齢		35年	35年	—	35年
	事業単価	円/ha	312,000	1,040,000	—	104,000
	伐採材積	m3/ha	30	100	—	10
	素材生産量	m3/ha	22	67	—	7
間伐Ⅲ(収入間伐)	林齢		50年	50年	40年	50年
	事業単価	円/ha	728,000	520,000	137,000	520,000
	伐採材積	m3/ha	70	50	10	50
	素材生産量	m3/ha	57	37	7	37
間伐Ⅳ(収入間伐)	林齢		60年	65年	60年	60年
	事業単価	円/ha	1,664,000	936,000	479,500	780,000
	伐採材積	m3/ha	160	90	35	75
	素材生産量	m3/ha	131	66	26	58
皆伐	林齢		70年	80年	70年	70年
	事業単価	円/ha	2,958,000	2,441,300	2,283,800	1,991,400
	伐採材積	m3/ha	340	263	263	243
	素材生産量	m3/ha	278	212	212	196

4 管理費

①年平均 人員14人、人件費44,258千円/年、3,404千円/人、管理費 13,277千円

②一人当たりの管理面積 1.055ha。(面積は、経営面積 14,774ha)

③県派遣職員6名分の公社負担分の人件費を見込む。

④事務費は人件費の30%を見込む。

5 分収率

分収率は、全て公社7:森林所有者3で試算した。

6 試算結果

木材価格の下降及び労務単価の上昇により、償還に充てる木材収入が約66億円不足し、平成88年度末には、県償還金の残41億円と合わせ、約107億円の債務が残ることとなった。